要　　望　　書

令和３年７月

福　岡　県　市　長　会

福岡県下２９市における市政推進に対しまして、かねてより御支援を賜り、感謝申し上げます。

県におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に関し、様々な感染拡大防止策の実施や、新型コロナワクチン接種体制の構築等に鋭意努力される中、人口減少や超高齢社会、県内で発生している自然災害への対応、経済の国際化など様々な課題の解決に向けて取り組まれているところですが、各市におきましても、それぞれ地域の実情に応じた様々な施策を展開しているところでございます。

県内２９市では、厳しい財政状況の中、行財政改革に取り組み、限りある財源と人材を重点的かつ効果的に配分し、コロナ禍にあっても地域住民の福祉の向上に資するための施策に取り組んでいるところでございます。このような取組を更に実効性のあるものにしていくためには、必要な財源の確保及び各種制度の創設や見直しなどが不可欠でございます。

つきましては、各都市の現状及び現行制度における課題に照らして、必要不可欠な事項を要望として提出いたしますので、これらの事情を十分に御賢察いただき、各種施策の見直しや予算編成等にあたり、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和３年７月

福岡県市長会

会長　春日市長　井　上　澄　和

目　　次

重点要望事項				
	1	都市財政の拡充強化について	…	1
	2	地方創生の推進について	…	6
	3	社会保障・税番号制度の円滑な運用について	…	8
	4	地域防災体制強化のための施策の充実について	…	10
	5	学校教育の充実について	…	14
	6	学校施設整備等の充実について	…	20
	7	地域福祉施策の充実・強化について	…	22
	8	障害者（児）の福祉増進について	…	25
	9	新型コロナウイルス感染症対策について	…	29
	10	少子化対策・次世代育成施策等の充実・強化について	…	32
要望事項				
（行財政関係）	11	基地交付金の増額確保について	…	37
	12	高度情報化施策の推進について	…	38
	13	真の分権型社会の早期実現について	…	40
	14	暴力団壊滅のための抜本的法的措置等について	…	42
	15	消費者行政の推進について	…	44
	16	住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等について	…	46
	17	飲食店を対象とした客引き対策の強化について	…	47
	18	犯罪被害者への支援について	…	48
（社会文教関係）	19	地域医療保健の充実・強化について	…	49
	20	新型インフルエンザ等対策の充実・強化について	…	52
	21	国民健康保険制度の改革等について	…	53
	22	介護保険制度の安定的運営等について	…	56
	23	後期高齢者医療制度の安定的な運営について	…	59
	24	国民年金制度の改善等について	…	61
	25	人権擁護の推進・同和問題の早期解決について	…	63
	26	男女共同参画政策及び女性の人権擁護の推進について	…	65
	27	文化財・近代化遺産に係る保護事業及び世界文化遺産等に係る公的支援の拡充について	…	66
（経済関係）	28	経済・雇用対策について	…	68
	29	まちづくり・地域経済の振興等について	…	70
	30	農林水産業の振興について	…	73
	31	国土保全・治水事業等の推進について	…	80
	32	道路等の整備促進等について	…	85
	33	北部九州地域の空港・港湾機能の強化について	…	87
	34	運輸・交通施策の一層の推進について	…	89
	35	生活環境等の保全・整備について	…	91
	36	廃棄物処理対策の強化について	…	95
	37	循環型社会の構築について	…	96
	38	水源地所在市町村の水源地域振興施策の確立について	…	99
	39	水の安定供給確保対策の促進について	…	100
	40	水道事業に対する財政措置等の強化について	…	101
	41	公共下水道事業の整備促進について	…	103
	42	九州大学学術研究都市構想の推進について	…	104
	43	産炭地域の振興策等について	…	105

第140回福岡県市長会要望事項提出先一覧表

		内閣総理大臣	内閣官房長官	内閣府特命担当大臣	金融庁長官	消費者庁長官	警察庁長官	総務大臣	消防庁長官	法務大臣	検察庁	出入国在留管理庁	外務大臣	財務大臣	国税庁長官	文部科学大臣	文化庁長官	スポーツ庁長官
1	都市財政の拡充強化について	○	○	○				○	○					○				
2	地方創生の推進について	○	○	○				○				○						
3	社会保障・税番号制度の円滑な運用について	○	○	○				○										
4	地域防災体制強化のための施策の充実について	○	○	○				○	○							○		
5	学校教育の充実について	○	○	○				○								○		
6	学校施設整備等の充実について	○	○	○				○								○		
7	地域福祉施策の充実・強化について	○	○	○				○		○					○			
8	障害者（児）の福祉増進について	○	○	○				○										
9	新型コロナウイルス感染症対策について	○	○	○				○										
10	少子化対策・次世代育成施策等の充実・強化について	○	○	○				○								○		
11	基地交付金の増額確保について	○	○	○				○										
12	高度情報化施策の推進について	○	○	○				○										
13	真の分権型社会の早期実現について	○	○	○				○										
14	暴力団壊滅のための抜本的法的措置等について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
15	消費者行政の推進について	○	○	○		○		○										
16	住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等について	○	○	○				○		○								
17	飲食店を対象とした客引き対策の強化について																	
18	犯罪被害者への支援について	○	○				○											
19	地域医療保健の充実・強化について	○	○	○				○										
20	新型インフルエンザ等対策の充実・強化について	○	○	○				○										
21	国民健康保険制度の改革等について	○	○	○				○										
22	介護保険制度の安定的運営等について	○	○	○				○										
23	後期高齢者医療制度の安定的な運営について	○	○	○				○										
24	国民年金制度の改善等について	○	○	○				○										
25	人権擁護の推進・同和問題の早期解決について	○	○	○				○		○			○			○		
26	男女共同参画政策及び女性の人権擁護の推進について	○	○	○				○										
27	文化財・近代化遺産に係る保護事業及び世界文化遺産等に係る公的支援の拡充について	○	○	○				○							○		○	
28	経済・雇用対策について	○	○	○	○			○								○		
29	まちづくり・地域経済の振興等について	○	○	○				○						○				○
30	農林水産業の振興について	○	○	○				○					○					
31	国土保全・治水事業等の推進について	○	○	○				○										
32	道路等の整備促進等について	○	○	○				○						○				
33	北部九州地域の空港・港湾機能の強化について	○	○	○				○										
34	運輸・交通施策の一層の推進について	○	○	○				○										
35	生活環境等の保全・整備について	○	○	○				○										
36	廃棄物処理対策の強化について	○	○	○				○										
37	循環型社会の構築について	○	○	○			○	○										
38	水源地所在市町村の水源地域振興施策の確立について	○	○	○				○										
39	水の安定供給確保対策の促進について	○	○	○				○										
40	水道事業に対する財政措置等の強化について	○	○	○				○										
41	公共下水道事業の整備促進について	○	○	○				○						○				
42	九州大学学術研究都市構想の推進について	○	○	○				○								○		
43	産炭地域の振興策等について	○	○	○				○										

	厚生労働大臣	農林水産大臣	林野庁長官	水産庁長官	経済産業大臣	中小企業庁長官	資源エネルギー庁長官	国土交通大臣	環境大臣	原子力規制庁	防衛大臣	福岡県知事	日本年金機構理事長	（独）水資源機構理事長	（独）中小企業基盤整備機構理事長	（独）日本学生支援機構理事長	地方公共団体金融機構理事長	（独）国民生活センター理事長	（独）日本スポーツ振興センター理事長	（公財）日本容器包装リサイクル協会理事長	（公社）国民健康保険中央会会長	地方公共団体情報システム機構理事長	（公財）福岡県教育文化奨学財団理事長	（公財）福岡県農業振興推進機構理事長	福岡県[illegible]協会会長	福岡県土地改良事業団体連合会会長理事	福岡県後期高齢者医療広域連合連合長
1								○				○															
2												○															
3												○										○					
4	○							○	○	○	○	○															
5												○				○							○				
6												○															
7	○											○															
8	○							○				○															
9	○											○															
10	○											○															
11												○															
12												○															
13												○															
14	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○															
15												○						○									
16												○															
17												○															
18																											
19	○											○															
20	○											○															
21	○											○															
22	○							○				○	○								○						
23	○											○															○
24	○											○	○														
25	○											○															
26												○															
27												○															
28	○				○	○	○	○				○													○		
29	○							○				○							○								
30		○	○	○	○			○	○			○												○		○	
31		○	○					○				○															
32								○				○															
33								○				○															
34								○				○															
35	○	○	○				○	○	○			○															
36									○			○															
37	○	○			○			○	○			○								○							
38								○				○															
39	○							○				○		○													
40	○											○															
41								○				○					○										
42								○				○															
43					○							○			○												

重　点　要　望　事　項

１都市財政の拡充強化について

真の分権型社会の実現の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．国・地方間の税源配分の是正について

現状における国・地方間の税の配分は６：４である一方で、地方交付税、国庫支出金等による財源移転後の税の実質配分では３：７となっており、依然として大きな乖離がある。

ついては、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を早期に行い、国・地方間の税の配分をまずは５：５とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

２．事務移譲に伴う地方税財源の確保について

国において施策を実施し、又は施策の拡充を行う際には、人件費など事務費用を含めた全額を国の負担とし、地方に財政的な負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。

また、地方への事業の移管を検討する場合には、必要な財源を税源移譲により確実に措置することとし、国の都合により施策を変更する際には、地方に新たな負担が生じないように制度設計すること。

３．地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止について

(1) 地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではない。

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は、決して行わないこと。

地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止するこ

と。

(2) 歳出の効率化を推進する観点から平成２８年度に導入されたトップランナー方式については、地方の業務見直し期間や実情を考慮し、対象となる項目の導入や経費水準の算定を慎重に進めること。

なお、地方財政計画においては、トップランナー方式に着目した減額は今後とも行わないこと。

(3) 地方財政の予見可能性を向上させ、地方自治体が計画的な財政運営を実施できるよう、地方とともに「中期地方財政ビジョン」を早期に策定すること。

また、地方交付税を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」構想を早期に実現すること。

(4) 消費税率の引上げ分を財源に実施される、社会保障の充実及び幼児教育・保育の無償化等の人づくり革命に向けた取組に伴う地方負担については、確実に措置するとともに、国・地方の基礎的財政収支（プライマリー･バランス）の改善目的のために、地方固有の財源である地方交付税が削減されることのないよう十分配慮すること。

(5) 合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、合併時点では想定されていなかった財政需要について平成２６年度算定から見直しが実施されたが、引き続き行政運営の実態に即したものとなるよう地方自治体の意見を聞きながら、着実に見直しを進めること。

(6) 基準財政需要額の算定に当たっては、必要な一般財源が基準財政需要額に正確に反映できるよう単位費用を設定するとともにその単位費用の算定方法等詳細を明示すること。

４．国庫補助負担金の改革について

(1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

(2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算流用への弾力的対応、事務手続の簡素化など、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

(3) 国が負担すべき経費の支出時期や額によっては、資金不足に陥る可能性があることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう、全ての国庫補助負担金について概算払い制度を導入すること。

５．地方債の借入れ条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施について

地方債のうち公的資金について、借入れ条件を改善し安定的に確保すること。補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて実施すること。地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

また、公共施設等の適正管理の推進に係る地方債については、老朽化対策等の課題が生じている全ての施設を対象とするとともに、恒久的な措置とすること。

特に、令和２年度にて終了した市町村役場機能緊急保全事業に代わり、庁舎の建替事業において、更なる財源措置を講じた地方債を創設すること。

６．固定資産税の安定的な確保について

税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目であるため、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

(1) 償却資産にかかる税収は市町村全体で約１．７兆円（固定資産税収全体の約１８．９％）と大きく、その減収は安定的な行政サービスの提供に多大な支障を及ぼすことから、償却資産に対する固定資産税の制度を堅持すること。

また、平成３０年度税制改正において、国の経済対策の一環として創設された償却資産に係る中小企業設備投資の特例措置については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、対象範囲が拡大され、期間の延長も行われることとされているが、今後支援継続等の必要性が生じた場合には、設備投資に関する補助事業上の優遇措置など、国が事業者に対して直接実施する施策を講ずることとし、更なる対象範囲の拡大や類似の特例措置の創設等は断じて行わないこと。

(2) 土地に対する固定資産税等についても、令和３年度税制改正において、令和３年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置くこととされたが、この措置について、市町村の税収に係る影響額の全額について地方特例交付金により措置するとともに、期間の延長や類似の特例措置の創設等は、行わないこと。

７．税負担軽減措置等の整理合理化について

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的な見直しを行うこと。

８．ゴルフ場利用税の存続について

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場周辺の道路整備、環境整備等の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を維持・存続すること。

９．福岡県市町村負担金の見直しについて

(1) 県が事業主体となるべき事業の市町村負担金は、速やかに廃止すること。廃止する際には、関係市町村との意見交換を十分に行い、全体事業費を確保した上で、従前どおりの事業促進を図ること。

また、負担金継続とされた事業については、今後、負担率の軽減または廃止を検討すること。

(2) 平成２２年度に見直しがなされたことについては、一定の評価をするものであるが、一方で、受益者の限定度合い等に係る福岡県との認識の相違、市町村への移管に当たって整理すべき諸課題、個別事業に係る課題等が残されている。

また、市町村負担金の対象範囲や協議の際のより詳細な資料提示、見直しにより市町村に大幅な財政負担の増加を伴うものも含まれるなど、残された課題も多い。これらの課題等については、今後も継続して市町村と十分に協議を行うこと。

さらに、今後、国直轄事業負担金の見直しがなされた場合には、市町村負担金についても見直しを行うこと。

10. 消防救急無線のデジタル化に係る財政支援の拡充について

消防救急無線については、平成２８年５月３１日までに通信方式の変更（デジタル化）が完了したが、このデジタル化に伴う維持管理費用が発生し、継続的に多額の負担が必要となることから、消防救急無線のデジタル化に係る維持管理費用について財政支援を拡充すること。

11. 自動車関係諸税における市町村税財源の確保について

令和３年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税について、中長期的な視点に立って検討を行うとされたが、その課税のあり方の検討に当たっては、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、市町村に減収が生じることのないよう、安定的な税財源を確保すること。

12. 地方法人税制度の運用について

法人住民税法人税割の税率を引き下げ、地方法人税の全額を地方交付税の原資とする地方法人税制度の運用に当たっては、地方交付税総額の不足に対する確保策とせず、地域間の税源偏在性の是正及び財政力格差の縮小という創設の目的から外れ

ることのないようにすること。

13. 過疎対策事業債について

過疎対策事業債については、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、継続するとともに、各地域の実情に応じて対象施設の拡充を行うこと。

なお、過疎地域の増加等により、各自治体において認められる金額が制限されているため、継続した場合においても、過疎地域の自立促進を図るための事業を着実に実施できるよう必要額を確保するとともに、他の建設事業と同様に、施設の耐用年数を越えない範囲で償還年限を延長すること。

14. 施工時期等の平準化のための柔軟な財源措置について

公共工事の施工時期等の平準化を促進するため、工期が複数年度にわたらない工事においても、工事発注平準化を目的とした補助事業及び交付金事業への更なる国庫債務負担行為の設定や、早期かつ柔軟な繰越承認を行うこと。

15. 防災・減災対策について

(1) 緊急防災・減災事業債については、近年の大規模災害を踏まえ、広域的な消防体制や自治体間の連携などの取組みを国が推奨していることから、災害時の防災拠点施設として適地と認められる場合は、庁舎等の現地建替えなど対象事業を拡大すること。

(2) 緊急自然災害防止対策事業債については、近年の豪雨災害の頻発を踏まえ、雨水を処理するための排水施設の整備など対象事業を拡大すること。

16. 会計年度任用職員制度に係る財政措置の充実等について

会計年度任用職員制度の施行に伴い、全ての地方公共団体が法改正の趣旨を踏まえ、期末手当や退職手当等、新たに発生する手当や適切な給与を支給することができるよう財政措置の内容を明らかにするとともに必要な額を確保すること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

２　地方創生の推進について

地方創生の取組を積極的に推進するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．地方自治体への支援について

(1) 今後の地方創生施策の展開に当たっては、地方が創意工夫による取組を積極的に進めることが出来るよう、国は様々な支援を行うとともに、必要とされる財源を確保すること。

(2) 支援制度の活用に当たっては、大きな事務的負担が発生することがないよう、事務手続きにおける負担の軽減措置を講じること。

(3) 外国人との共生は特定地域だけでなく将来にわたる国全体の課題である。そのため、外国人との共生等に関する施策については、国において主体的に実施されるとともに、地方自治体がその事務の一部を担う場合は、地方自治体への運営支援を行うとともに、恒常的かつ十分な財政措置を講じること。

特に、財政措置については、地方自治体が地域の実情に応じて活用できるよう、新たな交付金制度の創設など、特段の配慮を行うこと。

２．地方創生推進交付金について

地方創生推進交付金については、地方が独自の発想のもと、地方創生に積極的かつ安定的、継続的に取り組めるよう、補助率や上限額を見直すとともに、対象事業費の制約を大胆に排除した交付金とすること。

３．地域間の連携に対する支援について

地方自治体が、定住自立圏や連携中枢都市圏などの地域間の連携に積極的に取り組んでいけるよう、十分な財政措置や国庫補助の採択など支援の強化を図ること。特に、地方交付税による財政措置では、交付額が不明瞭となるため、交付金等より明確な財政措置を講じること。

４．国の役割について

地方創生を実現するため、地方の人口減少の歯止めや、東京一極集中の是正、また、外国人材が大都市圏等へ集中して就労することとならないようにするための必要な措置など、国が自ら果たすべき役割は極めて大きい。そのため、市町村が地方創生に全力で取り組む一方で、国においてもその役割を明確にするとともに、実効

性のある施策を主体的に実施していくこと。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

３　社会保障・税番号制度の円滑な運用について

社会保障・税番号制度の円滑な運用を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．制度の運用に必要な情報提供及び調整・協議について

情報連携に関する省令や制度運用における詳細な情報など、社会保障・税番号制度の円滑な運用のために地方公共団体が必要とする情報を速やかに提供すること。

また、本制度の改正に当たっては、この制度が地方公共団体の実施している事務にきわめて重大な影響を及ぼすことから、国は迅速に地方公共団体へ情報を提供するとともに、地方公共団体の意見が反映されるよう十分な調整・協議を行うこと。

２．本制度に関する周知・広報について

本制度に関する国民の不安を払拭し理解を得るとともに、マイナポータル、情報連携又はマイナンバーの利用拡大について、混乱が生じることのないよう、国の責任において十分かつ丁寧な周知・広報を行い、自治体の広報に係る費用の負担軽減を図ること。

３．個人情報保護対策の強化について

情報連携やマイナンバーの利用拡大に当たっては、個人情報保護の観点から、情報セキュリティの万全な確保について、引き続き国の責任において取り組むこと。「社会保障・税番号制度」は、特に、全国一律に高い水準での対策を求められることから、地方公共団体の状況に応じた適切な助言など積極的な支援を行うこと。

４．地方負担に対する財政措置について

本格運用開始後もデータ標準レイアウトの改版が頻繁に行われている中、今後新たに情報連携の対象となる事務の拡大も予定されているため、対応に係るシステム整備費が自治体の財政負担となる。加えて、５年に１度の機器更新費等も負担となることから、これらの負担に対して確実に財政措置を講じること。

また、カードの円滑な交付及び適正な管理を進めるために地方公共団体が行う事業について、地方負担が生じないように所要額全額に対して財政措置を講じること。

特にマイナンバー交付事務については、国が推進する令和４年度末のマイナンバーカード交付率１００％の目標に向け、地方公共団体の窓口におけるカードの交付

申請件数が急増し、対応のため市庁舎に新たな窓口の設置や施設を改修する必要に迫られている。円滑な交付事務の継続のため、個人番号カード交付事務費補助金等について施設改修費及び施設改修に伴う備品整備費を対象とする補助対象項目の拡充を図ること。

また、地方公共団体情報システム機構への事務委任交付金見込額の提示時期を早めるとともに見込額の内訳を提示すること。

なお、見込額を提示する際は、実績額と大幅な乖離がないよう精査し提示すること。

５．乳幼児の個人番号カードについて

個人番号カードは顔写真が必須となっているが、乳幼児においては容姿の変化が大きく写真をもって本人確認を行うことが困難な場合も少なくない。

今後、健康保険証としての利用も予定されており、出生後、早期にカードの取得を望む保護者や新生児期における申請が増加すると考えられることから、新生児期を含む乳幼児期においては顔写真を必須要件とせず、出生届出時などに保護者が希望すれば個人番号カードを早期に取得できる措置を講じること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

４　地域防災体制強化のための施策の充実について

地域防災体制を強化するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．財政的支援の拡大について

県における地震に関する防災アセスメント調査及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく福岡県津波浸水想定区域による被害想定を踏まえ、市町村が早急に対策を講じることができるよう、財政的支援を拡大すること。

２．原子力災害対策について

(1) 避難計画の実効性を高めるため、避難対策や防護対策の充実・強化に対する支援及び協力体制を確立すること。

(2) 施設の放射線防護対策や、避難所における資機材等の充実など、自治体が実施する原子力防災対策について、自治体の意向を踏まえた交付金制度の充実及び弾力的な運用を図ること。

３．学校施設の整備に係る補助の拡充について

国においては、平成２３年７月７日付けの緊急提言「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」に示された内容を市町村が早期に実施できるよう、補助対象の拡大、補助率の拡充を行うこと。

４．市町村の防災対策事業に係る財政措置の拡充について

(1) 市町村が、民間施設を含めた指定避難所のバリアフリー化、福祉避難所の整備や避難所として必要な備品・備蓄等の調達等を早期に実施することができるよう補助事業の創設など財政措置の拡充を行うこと。

(2) 市の防災拠点施設となる庁舎や防災センター等の施設を対象とした、新設・建替え・耐震化などに対する補助金を拡充すること。

５．液状化対策に係る財政支援について

災害時に液状化が懸念される地域の調査や住民への周知、地盤改良など、液状化対策を推進するに当たっての必要な財政支援を市町村に対して行うこと。

６．災害に係る周知のシステムの再構築について

災害の可能性を迅速かつ正確に把握するための災害関連機器を設置し、周知のためのシステムを再構築すること。

７．自主防災組織の機能強化のための施策の拡充について

(1) 自主防災組織の組織率向上のための更なる施策の充実を図ること。

(2) 自主防災組織の中心的な役割を担い、長期にわたって活動に従事できる人材育成のための施策を講じること。

８．大規模災害時における業務支援体制の確立について

(1) 火葬業務について

大規模な災害や事故が発生し、死者が多数出た場合は、単独市での火葬業務だけでは対応できないことが考えられることから、厚生労働省防災業務計画において、都道府県は広域的な火葬計画の策定に努めることとされている。

よって、県においては自治体が連携して火葬業務を円滑に実施できるよう支援・相互協力体制の確立に対応すること。

(2) 廃棄物処理業務について

東日本大震災、熊本地震や九州北部豪雨のような大規模災害に対処するために、県においても災害で発生した大量の廃棄物の処理を一つの自治体で行うことが困難な場合や施設の事故等やむを得ない事由により廃棄物の適正処理が困難な場合に周辺自治体や県全体として支援することが必要である。

よって、県においては、県下の自治体が一体となったこれら廃棄物処理業務の支援・相互協力体制の確立に積極的に対応すること。

９．自衛隊の配備体制等の見直しについて

自衛隊は国土の防衛はもとより、大規模災害時における派遣など、地域の安全・安心の確保に重要な役割を担っている。また、地域経済や地域社会、まちづくり等にも大きな影響を与えている。

よって、配備体制等の見直しに当たっては、地元自治体に速やかに情報提供を行うとともに、地元自治体と十分協議調整を行うこと。

10．消防団加入促進に向けた取組について

平成２５年に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」において、地域防災力の中核を担うのは、常備消防に加えて消防団であることが示されている。

しかしながら、近年の消防団の構成は、社会環境の変化に伴いサラリーマン化す

るなど、全国的に消防団員の確保が困難な状況にあり、消防団員を確保するためには、行政及び地域、地元の事業所などが一体となった取組が必要である。

ついては、消防団員が活動しやすい環境整備に加えて、消防団協力事業所及び消防団応援の店事業をはじめとした福利厚生の充実並びに消防団員の準中型運転免許取得に係る費用助成など、地方自治体が行う消防団員の確保を図るための様々な取組に対して、更なる財政支援を行うこと。

11. 想定される最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定に伴う対策について

水防法の改正にともない、県内水位周知河川については、想定される最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が新たに指定された。地方自治体としては、この指定に対しての防災対策を地域住民に示していく責務がある。

よって、県においては総合的な治水対策を行うとともに、指定に伴い地方自治体が実施するハザードマップや避難マニュアルの見直し等のソフト対策事業に対して積極的に支援を行い、連携を図ること。

また、水位周知河川以外の中小河川についても、浸水想定区域図を作成するなど、市町村の防災対策に資する情報を提供すること。

12. がけ崩れ等の災害対策に対する国による統一的な基準、制度づくりについて

民有地におけるがけ崩れについては、所有者が復旧、防災措置など、適切な管理を行うことが原則であるが、個人の資力では対応できない状況や、所有者が直ちに判明しない場合など、迅速な対応が困難なケースも見受けられる。二次被害等を防ぐためにも、早期復旧や適切な防災措置は重要であり、所有者が行うことが前提ではあっても、行政に一定の関与を求める意見もある。しかしながら、現在のところ、特に民有地に対して行政がどのように関与するのか明確な基準等がない。

ついては、がけ崩れ等の災害対策に対して、国において全国的に統一した考え方や基準、制度づくりについて検討すること。

13. 国庫補助対象災害復旧事業の工事期間延長措置等について

大規模な災害が発生した場合、公共土木施設災害並びに農地・農業用施設災害及び林道災害においては、災害復旧事業に長期の期間を要する。また、災害が続いて発生した場合には、災害査定事務を査定期間内に終了させる必要があるため、前回の災害復旧事業の進捗に影響を与えることとなる。

よって、災害が大規模な場合や災害発生が続いた場合、期間内での事業完了が非常に厳しい状況となるため、完了までの事業期間を実情に応じて延長すること。

また、予算の繰越しに係る事務の更なる簡素化を行うこと。

14. 被災者生活再建に対する支援について

仮設住宅の供与期間については、災害規模に関係なく取り扱われるべきであり、特定非常災害特別措置法の規定によらず災害救助法を弾力的に運用することで、自治体による適切かつ継続的な支援ができるよう災害救助法の見直しを行うこと。

15．国土交通省の地方整備局・河川国道事務所等の人員体制の強化・充実について

大規模自然災害等の発生時には、国土交通省の各地方整備局・河川国道事務所等から各自治体に対して、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの派遣や、権限代行による災害復旧等の支援が行われている。

今後、更なる激甚化・頻発化が懸念される大規模自然災害発生時の自治体への迅速な支援と社会資本整備の遅滞なき整備の両立のため、国土交通省の各地方整備局・河川国道事務所等の人員体制をさらに強化・充実すること。

16. 社会教育施設の災害復旧について

災害により被害を受けた住民組織などが所有している公民館類似施設などの社会教育関連施設について、その復旧に向けた取組みに対する補助制度を創設する等の支援を行うこと。

17. 公立社会教育施設災害復旧費補助金の交付要件の緩和について

公立社会教育施設災害復旧費補助金の交付要件について、激甚災害時に必要となる特定地方公共団体指定の要件を撤廃すること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

５　学校教育の充実について

学校教育の充実強化を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．義務教育のあり方の検討について

中央教育審議会の答申（平成１７年１０月）の内容を十分尊重し、小・中・義務教育学校の設置者である市町村の意向を十分尊重するとともに、市町村の権限と役割の拡大を推進すること（指定都市を除く。）。

２．教職員定数等の充実改善について（指定都市は除く（ただし、⑶①を除く。）。）

⑴ 少人数学級の推進を含めて、学級編制基準の改定を着実に実施すること。
また、少人数学級実施に必要な教職員数には純増で対応すること。

⑵ 少人数指導及び専科指導の充実について

① 指導方法工夫改善の加配定数を基準内の定数となるよう、教職員配当基準を改善すること。

② 指導方法工夫改善定数については、地方公共団体における少人数指導及び専科指導の取組みに必要な配置を行うこと。

③ グローバル化に対応した英語教育の充実に向けて、小学校への英語専科教員の配置の更なる充実を図ること。

⑶ 特別支援教育等の充実について

① 市立特別支援学校における医療的ケア従事の看護師配置に対する補助金の増額など、市立特別支援学校に対する財政的支援の拡充を図ること。

② 特別支援学校において、地域の小・中学校等を支援するセンター的機能を十分に果たすことができるよう、教職員の増員を図ること。

③ 特別支援学校に通う児童生徒の早朝受け入れについて、必要な人的配置を行うこと。

④ 特別支援学級における学級編制の標準の引き下げ・教員の複数配置など、配置基準の改善を図ること。
通級指導教室については、配置基準を明確にするとともに、基準を満たすものについては確実に設置すること。

⑤ 小・中・義務教育学校における発達障害等のある児童生徒に対して適切な対応を実現するための教職員配置の充実を図ること。

⑥ 障害種別に応じた教育を行うため、小・中・義務教育学校の特別支援学級に

ついて、入級者が１人であっても、学級を設置すること。

⑦　小・中・義務教育学校における特別支援教育支援員の配置に対し、普通交付税ではなく補助金で財政措置を行うこと。

(4) 副校長、主幹教諭、指導教諭については、段階的に配置の拡充を行うこと。

(5) 生徒指導・進路指導等の充実について

①　児童生徒支援のための加配教員の増員を図ること。

②　専任補導加配教員の増員を図ること。学校の実情に応じて小学校・義務教育学校にも配置できるよう基準を見直すこと。

(6) 小規模校等について

①　小規模校の教職員配当基準及び学級編制基準を改善すること。特に、小規模中学校に全教科の教員が配置できるよう教職員配当基準の見直しを行うこと。

②　現在の学習指導要領の実施に伴う授業時間増に対応するため、９学級以下の中学校における教職員配当基準の改善を図ること。

③　離島校や小規模校における複式学級の配置基準の改善を図ること。

(7) 学校統廃合時の激減緩和措置について

児童生徒数の減少による学校再編整備を行う場合には、事前・事後の取組の充実及び教職員の激減緩和措置のため、教員定数の特別加配措置を講じること。

(8) その他の教職員の配置の充実について

①　養護教諭の複数配置基準の改善を図ること。

②　学校事務職員について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める基準を満たす学校については複数配置を行うこと。

③　食育の推進及び栄養指導・給食管理の強化を図るため、また、アレルギーを有する子どもに対し教育的配慮を行うため、栄養教諭、学校栄養職員を全校配置とすること。

④　専任の司書教諭が配置できるよう定数上の措置を講じること。

⑤　専任のいじめ対策担当教諭を配置できるよう定数上の措置を講じること。

⑥　小学校・義務教育学校前期課程における初任者研修拠点校に非常勤講師を配置すること。

⑦　日本語指導が必要な帰国子女・外国人児童生徒等に対する加配教員の増員を図ること。

⑧　個に応じた指導を行い学力・体力向上を図るため、非常勤講師を配置すること。

⑨　別室登校児童生徒対策のため加配教員の配置を行うこと。

(9)　不登校児童生徒対策のための適応指導教室への人的・財政的支援を行うこと。

(10)　情報教育の推進に向けて、加配教員の配置や研修制度の強化等を行い、指導

者の充実を図ること。

(11) 国の第３期教育振興基本計画の中で明記されている、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の拡充と歩調を揃え、県においては施策としてリーダーシップを発揮されるとともに、国・県ともに財政的支援、人的支援を講じること。

(12) 中学校・義務教育学校の教育活動として位置付けられている課外活動「部活動」に対する教職員の過重な負担の軽減を図る措置を講じること。

(13) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正により、小学校第１学年学級編制の標準が３５人に引き下げられたが、学校教育の更なる充実を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第２項の規定に基づき少人数学級（３５・３０人学級）の早期実現を図ること。

３．正規教職員の計画的な採用の推進について

正規教職員の欠員の早期解消を図るとともに、大量退職に対応するため、教職員の計画的かつ確実な採用を推進すること（指定都市は除く。）。

４．就学支援制度の充実について

(1) 国において子どもの貧困対策が総合的に推進される中、義務教育の円滑な推進を図るため、就学援助制度については、就学援助率を加味する等、実態に即した交付税措置を講じること。また、生活保護基準見直しによる影響への対応を含めて、十分な財源措置を講じること。

加えて、低所得世帯を対象とした高校生等奨学給付金の拡充を図ること。

(2) (公財)福岡県教育文化奨学財団の高等学校奨学金制度の充実について

① 予約募集における所得要件の緩和及び貸与時期の見直しを行うこと。

② 採用内定時期の繰り上げ及び採用保留者の解消を行うこと。

③ 貸与要件を満たす者全員分の採用枠を引き続き確保すること。

(3) (独)日本学生支援機構の育英奨学事業について

① 能力がある者の奨学金貸与の希望に対応できるよう、事業の充実を図ること。

② 大学生対象の奨学金制度の無利子貸与と有利子貸与の枠組については、奨学生の負担増とならぬよう、成績条項を緩和し、無利子貸与枠の拡充に十分に配慮すること。

５．私立学校に対する助成の拡充について

私立学校振興助成法に基づく私立高等学校及び私立幼稚園等に対する経常的経

費の助成は、生徒等の保護者の経済的負担の軽減及び教育環境の維持向上を図るために不可欠なものであり、私学教育の振興のためにも、助成額を増額すること。

併せて、十分な財政措置を講じること。

６．食育の推進について

(1) 健康な心と身体を育むための食育推進体制の確立を図ること。

(2) 生活のリズムを整え、心身の健康を保つ「早寝、早起き、朝ごはん」の定着を図ること。

７．日本スポーツ振興センターの災害共済給付について

災害共済給付の医療費の支給期間（１０年）を延長すること。

また、生活困窮家庭の共済掛金に係るセンターへの国庫補助について、必要な児童及び生徒に係る掛金全額に対する補助ができるよう、充分な財源措置を講じること。

８．スクールガードリーダーの配置について

(1) 文部科学省の「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」として実施されているスクールガードリーダーの配置については、地域の見守り活動の定着を推進するためにも、県は国に事業実施の申請を行うこと。

(2) 事業実施については、毎年、新入生の入学時期にスクールガードリーダーが配置できるようにすること。

９．スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置について

(1) 全ての小学校、中学校及び義務教育学校後期課程に配置の「スクールカウンセラー」の配置時間の拡充を行うこと。

(2) 不登校をはじめとする生徒指導上の課題解決のため、小・中・義務教育学校への「スクールソーシャルワーカー」の配置を図ること。

10．学校給食費の公費負担（無償化）について

学校教育での基礎的経費である学校給食費については、保護者への教育費負担軽減のため、公費負担（無償化）を念頭に置いた財政措置を講じること。

11．学校におけるいじめや不登校等の予防・早期発見・改善について

学校におけるいじめや不登校等の予防・早期発見・改善につなげるため、学級集団の状態や生徒指導上の問題点を把握・分析することができるアンケート「Ｑ－Ｕ」

等を導入する学校や自治体等への財源措置を講じること。

また、学校ネットパトロール等を実施する自治体等への支援のため、十分な財政措置を講じること。

12. 学校教育における英語教育の強化について

学校教育における外国語活動、英語教育及び国際理解教育の推進に向けて、ＡＬＴ（外国語指導助手）及びＣＩＲ（国際交流員）の派遣、ＪＥＴプログラム（語学指導等を行う外国人招致事業）以外の民間事業者を活用したＡＬＴ、指導者の配置にかかる経費の財政措置の拡充を図ること。

また、児童生徒の英語能力を客観的に検証する経費など英語教育環境整備に対する財政措置を講じること。

13. 県立高等学校の学区の弾力化について

次代を担う子どもたちが、自己の将来設計を行い、学び続ける意識を向上させるために、幅広い進路の選択ができるように高等学校の学区の弾力化を図ること。

14. 特別支援学校の設置・整備等について

(1) 特別支援学校の設置義務を有する県として、市が独自に特別支援学校を設置している市域内において、県立特別支援学校の設置又は県による運営への変更を行うこと。

(2) やむを得ず市が新たに特別支援学校を設置する場合の費用や、既に市が設置し運営する特別支援学校の運営費及び改修等の整備費について財政措置を講じること。

(3) 教員の派遣など県立特別支援学校から市立学校への人的支援を行うこと。

(4) 教育事務所ごとに県立特別支援学校に病弱部門を設置し、通学による教育を受ける環境を整備すること。

15. 特別支援学校の通学バスの運行支援について

県立特別支援学校における通学バスの運行維持、運行ルートの充実など、通学者の利便性向上を図ること。

16. 福祉施設に併設する市立小・中学校の財政措置について

県内唯一の児童心理治療施設に併設する市立小学校の分校及び中学校の分教室について、福祉施設並びに分校及び分教室の性質を踏まえた上での県費負担による運営費等に関する財政措置を講じること。

17. 市立、組合立高等学校等の施設及び教育活動の充実支援について

市立高校や組合立高等学校の継続的かつ安定的な運営を図るため、施設整備及び教育活動に必要な財政措置を講じること。

18. 学校給食費公会計化システム導入推進について

「教職員の働き方改革」において、学校給食費の徴収業務に係る教職員の負担軽減が掲げられており、これに伴う学校給食費公会計化システムの導入に当たり、必要な財政措置を講じること。

19. 県下統一した仕様の統合型校務支援システムの導入及び財政支援について

教職員の業務改善に向けて取り組む「統合型校務支援システム」の導入について、県が主体となり、全県統一仕様のシステムとして、早期に共同調達、共同運用すること。

また、導入に当たっては、市町村へ財政支援を行うこと。

20. 小・中学校統合支援事業について

人口減少社会に突入し、それに伴い少子化が進行している中では、学校統合の取組は今後増加していくものと見込まれる。

学校の統合は、主に行財政改革の一環として行うものではなく、教育環境をより充実し、すべての児童生徒への教育の保障を実現するために行うものであるため、県が行う支援策については、県内の市町村間で差が生じることのないようにすること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

６　学校施設整備等の充実について

学校施設の充実強化を図るため、国・県においては、下記の事項について特段の措置を講じること。

記

１．義務教育施設整備等の充実改善について

(1) 学校規模の適正化や安全で良好な教育環境の確保のため、市町村が自主的・計画的に義務教育施設や学校体育施設等の整備に取り組むことができるよう、これらの学校施設整備の事業量に見合う国庫補助予算額の確保及び必要な財政措置の拡充を図ること。

(2) 学校用地の取得費についての所要の財政措置を講じること。

(3) ＧＩＧＡスクール構想を円滑かつ効果的に、また継続的に実現するために、学校現場等における継続した整備及び通信料、端末機器の更新を含めた運用に対する財政措置の充実を図ること。特に、次の事項に係る費用については、ＧＩＧＡスクール構想を継続して実現していくために、長期的な措置を講じること。

①　インターネット通信ネットワーク整備及び維持管理
②　セキュリティ対策
③　各種ソフトウェアや端末機器の更新
④　学習プラットフォームの導入
⑤　家庭学習における通信料
⑥　授業目的公衆送信補償金への補助
⑦　教育委員会及び学校現場へのＩＣＴ機器に精通した人材の配置に係る補助

(4) 学校給食施設の新増築・改築については、学校給食法に基づく「学校給食衛生管理基準」を踏まえ、学校給食施設整備費に係る国庫補助予算額の確保及び必要な財政措置の拡充を図ること。

また、給食施設の一部改修や給食機器等の老朽化に伴う大規模な更新についても、所要の財政措置を講じること。

(5) 学校施設の良好な教育環境を確保するための補助制度の拡充について

①　大規模改造事業における空調設置工事
②　体育館の床改修工事
③　校舎及び体育館の照明器具を高効率型照明器具に改修する工事

(6) 学校施設の老朽化対策として、今後、需要が高まることが想定される改築・長寿命化改良事業について、補助率の引き上げや工事期間中のプレハブ仮設校舎も

補助対象面積に含めることなど、財政措置の拡充を図ること。

(7) 学校プールの改修に係る補助制度を新設すること。

(8) 学校施設整備事業の安定的な実施を確保するため、学校施設環境改善交付金や公立学校施設整備費負担金等の国庫補助について、前年度に計画申請したものは、原則として採択すること。

また、学校施設整備事業については、できるだけ早い段階に交付決定をすること。

(9) 長寿命化改良事業で対応できない学校の改築のため、校舎・屋体改築等の補助制度について、市町村の財政状況等を踏まえ、引き続き充分な支援を行っていくこと。

(10) 大規模改修事業等では実際の工事に要する経費と国の補助単価に差異があり、地方公共団体の負担が増加しているため、実情にあった補助単価の引き上げを図ること。

(11) 学校施設環境改善交付金を活用した施設の改修等について、障害等のある児童生徒が入学する前に施設整備を完了する必要があるが、年度当初の建築計画に反映することが困難な事案については、可能な限り申請の受付時期を遅らせるか、事業実施後でも補助対象とできる等の措置を講じること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

７　地域福祉施策の充実・強化について

地域福祉施策を充実・強化するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．社会福祉協議会への助成制度の創設について

市町村からの助成のもとで運営されている社会福祉協議会は、今後、急速な少子高齢化が進む中で、地域福祉の推進をはじめとする社会福祉施策の要として、より一層の充実、強化が望まれているが、既に市町村の財政負担も大きなものとなっており、社会福祉協議会の安定的運営を図るため、人件費、運営費等の助成制度を創設すること。

２．認知症高齢者、精神・知的障害者等への支援拡充について

(1) 日常生活自立支援事業の拡大について

① 当該事業を実効あるものにするためには、適切な支援計画を作成・指導する「専門員」と日常的・直接的に援助活動を行う「生活支援員」の活動を充実させることが不可欠であり、利用状況や地域の需要に応じた人員の確保を可能とすること。

② 当該事業の効果的運営モデルの研究推進を行うと同時に、市町村の運営費が過重負担とならないよう今後とも財政的措置を講じること。

(2) 成年後見制度を利用する、収入のない被後見人が支払う後見人等への報酬への助成については、一層の財政的措置を講じること。

(3) 認知症施策の推進について、県内の認知症疾患医療センターの増設及び認知症専門医、認知症サポート医の養成と必要な配置を行うこと。

３．生活保護制度の抜本的改革及び生活困窮者自立支援制度について

(1) 生活保護制度改正に係る具体的な運用及び生活困窮者自立支援制度における各支援事業の運用に当たっては、国と地方の協議を継続しながら、地方の意見を十分に踏まえること。

(2) 生活保護は、本来国の責任において実施すべきものである。よって、国においては、生活保護にかかる費用の国負担率を１０／１０にするよう、早期見直しを行うこと。

(3) 生活保護法第２９条に規定する調査に係る手数料は、国において全額費用負担すること。

(4) 扶養義務者の詳細な調査など、福祉事務所職員に過度の負担となるような制度変更を行わないこと。

(5) 単身の生活保護受給者が死亡した場合、現行制度において家財処分費などは公費負担の対象とされていない。

原状復旧費用の負担に関しては、家主等が敷金等で賄いきれない事案が発生しており、またこの傾向は高齢化の進展とともに増大することが予想されることから、借家における家財処分費を生活保護費の支給対象に加えること。

(6) 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（旧セーフティネット支援対策等事業等）について、生活保護の事務を適正に実施するため各事業の実施は欠かせないものであり、地方自治体の財政運営は厳しい状況であることを踏まえ、補助率を１０／１０に戻すこととし、対象となる事業の範囲についても従前の基準とすること。

(7) 生活困窮者自立支援法第４条第１項にのっとり、生活困窮者自立支援にかかる必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう支援を行うこと。

また、各自治体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、自立相談支援事業及び住居確保給付金については全額国庫負担とするなど、必要な財政措置を講じること。

(8) 生活保護受給者が保護の実施機関の管轄外のサービス付高齢者施設等へ転出した場合は、保護の実施責任はその施設等の所在地を所管する実施機関が負うこととなるため、介護保険の住所地特例と同様に従前の実施機関が保護の実施責任を負うよう制度改正すること。

(9) 近年の夏季の異常高温への対策として、平成３０年度から冷房器具の購入に要する経費が生活保護費の支給対象となった。この冷房器具の効果的な利用を図るため、使用電気料金相当分について「夏季加算」を創設すること。

４．被災者再建支援策の拡充等について

(1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」について

① 災害援護資金の貸付基準の緩和（車の被害も対象とする。）を図ること。

② 災害援護資金の貸付限度額を引き上げること。

③ 災害援護資金の所得要件の緩和を図ること。

５．中国残留邦人等生活支援給付事業の財政措置の拡充等について

国においては、中国残留邦人等の生活支援給付事業費の国負担率を１０／１０にするよう、早期見直しを行うこと。

６．民生委員・児童委員の待遇等の改善について

(1) 民生委員・児童委員の一斉改選の時期については、一律に定めるのではなく、地域の実情に応じて定めることができるよう、早急に法律改正すること。

(2) 民生委員・児童委員等の待遇を改善するため、「活動費」の大幅な増額を行うのに必要な財源措置を講じること。

７．保護司会への活動分担費の増額について

主に国からの活動分担費により運営されている保護司会の活動は、今後、地域社会での連帯感、教育力、犯罪抑止力の低下が予想されるなか、より一層の充実、強化が望まれるため、国からの活動分担費を早急に増額すること。

８．軽度・中等度難聴者補聴器購入費の助成について

身体障害者手帳交付基準に達しない程度の難聴であっても、会話がしにくいことが原因でコミュニケーションが取れず孤立など生活の質が低下する。高齢者を含む潜在的軽度・中等度難聴者にとって生活の質、特に周囲や地域との関りは重要であることから、年齢による制限のない補聴器装着を助成する制度の拡充を行うこと。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

８　障害者（児）の福祉増進について

障害者（児）の福祉増進に向けた関連施策を充実・強化するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．施設・環境の充実等について

(1) 心身障害児（者）の療育施設及び発達障害者支援センターの整備促進を図ること。特に、発達障害者支援センターについては、いじめ、不登校、児童虐待、ひきこもり、精神疾患や生活困窮などの背景として大きな社会的課題となっている発達障害への支援を、現在のセンターから遠隔地に住む県民も容易に受けられるようになるために、県児童相談所圏域を目安として、未設置の宗像、京築、大牟田児童相談所管内への整備を行うこと。

(2) 障害者の就労を支援するための施設及び環境整備を促進すること。

(3) 児童発達支援に係る障害児通所施設の整備促進を図ること。

(4) 医療的ケアが必要な障害児（者）への短期入所や療養介護のための施設及び環境整備を促進すること。特に、福祉型強化短期入所サービス費や生活介護サービス費の大幅な増額改定を図ること。

２．精神障害者施策について

(1) 在宅福祉サービスの充実について

①　精神障害者の住居の確保に必要な措置を講じること。

②　精神障害者の地域移行を図るうえで、一般賃貸住宅等への入居が困難な場合があることから、精神障害者の住居確保について、総合的な環境整備を図ること。

(2) 精神障害者及びその家族に対する偏見・差別を無くすよう、国民的啓発を積極的に行うこと。

(3) 障害者総合支援法において、３障害を一体として必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うとしている。

しかし、交通機関の料金割引サービスについては、従来から身体障害者及び知的障害者のみに適用されており、一部、精神障害者への適用が開始されたものの、依然として割引サービスの共通化が図られていない。早急に精神障害者に対し、身体及び知的障害者と同様のサービス実施に向けての整備を図ること。

(4) 自立支援医療（精神通院医療）の利用者増加等に伴う申請受付事務の負担軽減

を図るため、医療機関からの一括申請体制を整備するとともに、必要経費等の財源措置を講じること。

３．発達障害児に対する支援について

(1) 保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブにおける発達障害児への保育士等の配置、施設整備基準の充実などを目的とする補助金制度の創設等の支援措置を講じること。

(2) 発達障害児の早期発見、早期療育のため、５歳児健康診査の実施に向けて法整備を図ること。

(3) 障害児入所・通所支援等に対する継続的な財源の確保を図ること。

(4) 放課後等デイサービス、児童発達支援など障害児福祉サービスの利用者負担上限月額について、所得に応じてさらに細分化するとともに、所得状況にふさわしい金額設定を行うことにより、利用者負担の適正化を図ること。

４．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の充実について

(1) 財政措置の充実について

① 介護給付及び訓練等給付の障害福祉サービスについては、利用者に対して適切なサービスを提供していく必要があるため、適正な国庫負担基準による十分な財政措置を講じること。特に居宅系サービスについては、障害支援区分により定められた国庫負担基準となっているため、他の障害福祉サービスと同様に実支給額を反映した基準に改めること。

また、６５歳以上の障害者は介護保険法でのサービスが優先されることとなるものの、介護保険制度で不足する分の居宅介護サービスを障害者総合支援法に基づき給付する場合、市町村の公費負担は年々増大していることから、適正な国県負担を行うこと。

② 地域生活支援事業について、障害者へのサービスに地域間格差をなくし、積極的に事業を実施できるよう、自立支援給付と同様に実績額を補助対象基本額として５０／１００の国庫補助を行うことにより、財政負担を適正化すること。

③ 自立支援医療（更生医療）の生活保護世帯分については全額公費負担であるが、更生医療に係る医療費は高額であり、特に、生活保護の医療扶助で対応可能であった人工透析について、平成１９年度より更生医療での給付となったことにより、市町村負担分が財政を圧迫している。このため、生活保護の更生医療に係る医療費について、交付税措置を含む具体的な財源措置を実施すること。

④ 重度心身障害者（児）に対しタクシー料金の一部を助成することにより、日

常生活の利便と社会活動範囲の拡大をもって心身障害者（児）の福祉向上を図るため、福祉タクシー料金の一部公費負担について必要な支援措置を講じること。

(2) 利用者負担について

現在の負担軽減策は複雑なため、利用者にわかりにくく、加えて市町村事務の繁雑さも招いているため、単純明快な制度として抜本的に改めること。

また、所得状況を適正に反映した利用者負担上限月額の設定を行うこと。

(3) サービスの見直し等について

① 就労支援については、就労の場の確保及びジョブコーチなどによる就労環境の整備を促進すること。

② 人工内耳体外器は、「破損した場合等」に健康保険の適用ができることとされているが、「破損した場合等」に「医師が機種更新により治療効果の向上、社会生活の向上が期待できると判断し、処方する場合」を含むのかを明確にし、広く周知すること。

また、障害者総合支援法に基づく給付においても、人工内耳体外器について、小児慢性特定疾病対策における人工鼻と同様の取り扱いができるよう見直すこと。

(4) 地域生活支援事業については、サービス内容や利用者負担等に市町村間で格差が生じているため、全ての市町村が公平かつ効率的な事業を安定的に運営できるよう必要な支援措置を講じること。

また、同事業における居住地特例の適用が、市町村によってまちまちであるため、場合によっては対象者がサービスを受けられないことが考えられる。障害者総合支援法に基づき、全国的に実施されている事業であることから、この点について国が統一した考え方を示すこと。

５．重度障害者医療制度について

(1) 認定基準や補助範囲が各都道府県で独自に設定され、市町村間でも独自助成等により格差が生じているため、全ての市町村が公平かつ効率的な事業を安定的に運営できるよう、都道府県単位ではない国としての制度を創設すること。

また、県においては、国の制度創設まで県の責任として、助成対象の拡大と市町村の負担軽減等に取り組むこと。

(2) 重度障害者医療の支給対象期間を、障害者手帳等取得による受給開始の場合、手帳交付日から３０日以内に申請を行えば、交付日の属する月の初日からとすること。

６．手話言語法（仮称）の制定について

障害者の権利に関する条約や障害者基本法の趣旨を踏まえ、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもをはじめとする誰もが、手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使うことができ、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

７．災害に対応した日常生活用具の給付対象品目の追加について

近年の気候変動により多発している大型台風や豪雨による災害、地震災害などにより、全国的に大規模かつ長期にわたる停電が頻発している。そのたびに、身体障害者もしくは難病患者等で呼吸器機能障害があるため、常時、人工呼吸器、電気式たん吸引器、酸素濃縮器等を使用しており、かつ福祉避難所などへの避難が困難な在宅の医療的ケアの必要な障害者（児）が、生命の危機に瀕している。このような危機的状況に鑑み、人工呼吸器等のための長時間使用可能な非常用電源を確保するため、地域生活支援事業に位置付けられる日常生活用具給付事業の中で、当該対象者への発動発電機の給付を国費・県費の補助対象とすること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

９　新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う支援策の創設、拡充を図るため、下記の事項について特段の措置を早急に講じること。

記

１．感染予防・拡大防止対策の強化について

(1) 国及び県は、新型コロナウイルス感染症等の発生時における感染防護具や医療資材等の備蓄等、市町村が行うべき新型コロナウイルス感染症等対策に要する費用について、今後もさらに的確で十分な財政措置を行うこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症流行に伴う受診控えにより、地域の診療所等は大きな減収を余儀なくされているが、地域の診療所等への支援は融資制度が中心となっており、影響が長期化した場合は経営の悪化が深刻化することが懸念される。

これらを支援することは地域医療崩壊を防ぐことに繋がるため、返済を伴わない支援制度を創設すること。

(3) 新型コロナウイルス感染患者の受入れなどに伴う、医療機関の経営状況の悪化に対する制度の創設、拡充を図ること。

① 普通交付税の算定基準となる区分の見直し（稼働病床数から許可病床数へ変更）及び病床単価の大幅な拡充を図ること。

② 感染症病床の許可病床数に対する交付税措置を、特別交付税から普通交付税に変更するとともに、病床単価の大幅な拡充を図ること。

③ 前年度の診療報酬もしくは決算の実績に基づいて、赤字分を全額補てんすること。

(4) 新型コロナウイルス等の感染症拡大を抑制するためには、水際対策が重要であり、福岡空港及び博多港における検疫体制を強化するとともに、陽性者などの待機・療養施設を、国の責任の下に確保すること。また、感染流行時にその時々の政治判断や経済の状況等によらず、入国制限を迅速に措置できるよう、国において、あらかじめ一律の基準やルールを策定すること。

２．地域経済対策に関する支援強化について

(1) 観光客激減等に関する支援について、次の措置を講じること。

① マイクロツーリズムによる観光業の復興、ひいては地域経済の回復に繋がる支援策を講じること。

② 宿泊税の使途について、これまでの県と市町村の役割分担を踏まえたうえで、

県内の先駆け的な事業に対して優先的に充当すること。

③　修学旅行先の変更を検討する県内・外の小中学校などを対象にして誘致活動に取り組む市町村の連携を促し、修学旅行に対する継続的な支援を実施すること。

(2) 国において創設された地域公共交通における感染拡大防止対策に対する補助制度に加えて、新型コロナウイルス感染対策期間中の運行に生じた赤字等の経費について国が直接支援する補助制度を創設すること。

(3) 持続化給付金及び地方公共団体が独自に行う支援金について、課税対象とならない給付金として取り扱うこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者等の事業継続の措置を講じること。

①　農林漁業者に対する支援

ア　新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施された出入国制限の影響により、予定していた外国人技能実習生等が確保できないなど、雇用労働力が不足している農業者に対し、今後も継続して事業継続に必要な財政措置、支援策を講じること。

イ　新型コロナウイルス感染症拡大による消費の低迷、価格の低下により経営に重大な影響を受けている農林漁業者に対し、消費回復、市場の安定に向けた経済政策の実施や新たな生活様式に対応した取組への支援など、事業継続のための対策を講じること。

②　商工業者に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大が長期にわたり継続する依然厳しい経済状況の中で、感染症拡大防止と経済活動の両立を図るため、中小企業や小規模事業者への資金繰り支援や、新しい生活様式に対応した取組への支援、事業継続のための支援金の拡充など対策を講じること。

３．自治体の取組等に対する財政支援の充実について

(1) 新型コロナウイルス感染症に起因する避けがたい事情による事故繰越について、明許繰越と同様の簡素な手続で柔軟に対応されるよう関係省庁と調整を図ること。

(2) 大幅な減収が想定される自治体への歳入確保対策として、減収補填債の対象税目拡充を継続するほか、影響が長期化する可能性をふまえた新たな制度の創設など、減収に対する的確な財政措置を確実に行うこと。

(3) 新しい生活様式の中で新型コロナウイルス感染症対策を講じながら自治体運営を行っている。今後も、適切な感染予防対策に必要な施設整備や自治体運営に

係る経費について、財政措置を充実させること。

(4) コロナ禍というこれまでとは異なる日常下では、児童生徒が不安やストレスにより心身に変調をきたすことが危惧される。児童生徒の状態を早期に把握し、よりきめ細かな心のケアや適切な関係機関との連携を行い、困りごとの早期解消が求められるが、その中心的役割としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が有効であることから、追加配置に必要な財政措置を行うこと。

(5) 市町村が実施主体である新型コロナウイルスワクチン接種については、本来、国の責任において実施すべき事業であることから、予約受付や集団接種会場運営等の外部委託など必要経費に対し、その全額について財政措置を講じること。

(6) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に伴う人件費については、会計年度任用職員が補助の対象とされているが、膨大な業務量等に鑑み、増加が見込まれる市町村正規職員の時間外勤務手当についてもその対象とすること。

また、実際にワクチン接種に係る事業においても、同様に対象とすること。

(7) 国民健康保険の保険者努力支援制度において、新型コロナウイルス感染症の拡大により、保険料（税）の収納率、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率などに影響が見込まれるため、評価指標の見直しの際にマイナス評価を行わないなどの配慮を行うこと。

(8) 国民健康保険事業費納付金の算定において、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和３年度保険料（税）収入の減少が見込まれるため、国民健康保険事業費納付金の算定において、国・県の財政支援を講じること。

(9) 放課後児童健全育成事業に関し、新型コロナウイルス感染症対策のために必要な施策及び財政措置を講じること。

第１４０回福岡県市長会

令 和 ３ 年 ５ 月 １ ２ 日

１０　少子化対策・次世代育成施策等の充実・強化について

少子化対策・次世代育成施策等の充実・強化について、下記の措置を講じるよう、要望する。

記

１．保育行政の充実強化について

(1) 保育料徴収基準の見直しに当たっては、自治体や保護者の負担増とならないよう十分配慮すること。

(2) 保育料の徴収率の向上及び保護者負担の公平性を確保していくため、保育料の収納事務に加え、口頭や文書での納付催告による徴収事務の認可私立保育所への委託を可能とする法整備を行うこと。

(3) 延長保育事業など、子ども・子育て支援交付金に関する財政措置の充実を図ること。

(4) 保育所定員増（新設含む）に伴う施設整備を行うための所要額を確保すること。

(5) 障害児保育について、対象を拡大し、新たな財政支援を実施するなど、制度の拡充を行うこと。

(6) 保育の質をより良好なものとするため、保育所の職員配置基準の改善及び職員の処遇改善に必要な財源措置を図ること。

(7) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態に応じた給食対応ができるよう、子どものための教育・保育給付費国庫負担金の調理員の数に係る保育単価について、保育所の実態を踏まえた見直しを行うこと。

(8) 保育所等の更なる安全確保対策と保育水準の向上策を図ること。

(9) 乳幼児の健康・安全に配慮し、感染症予防対策強化を図るため、保育所の看護師の配置促進を可能とする公定価格の見直しに加え、必要な財政措置の拡大を図ること。

２．子ども・子育て関連３法に基づく子ども・子育て支援新制度の円滑な実施について

(1) 子ども・子育て支援新制度について、今後、制度の改正など所要の措置を講ずる場合には、国と地方との協議に基づいて実施するとともに、地方の負担を増加させることのないよう、国が責任を持って、必要な財政措置を講じるとともに、市町村への支援体制を構築し、必要な支援を行うこと。

(2) 保育士確保のため、年度途中の待機児童に対応するための年度当初からの保育

士雇用を含む財政支援、保育士育成など、実効性ある対策を講じること。

(3) 施設型給付等に係る利用者負担の設定に当たっては、消費税増税による保護者の負担感や多くの市町村が独自に軽減等を講じている状況を踏まえ、負担の軽減を図ること。

(4) 特別な配慮を要する子どもに対する国の支援措置を講じ、地方自治体や施設の負担を軽減すること。

(5) 子ども・子育て支援新制度における教育認定子どもに係る公定価格（地方単独費用部分）の市町村の財政負担の軽減を行うこと。

(6) 人口減少社会における待機児童の解消は、全国的な喫緊の課題であり、その課題を解決するためには、保育所の整備と保育士の確保は重要な取組である。

① 保育士の賃金水準などの地域間の格差を調整する子ども・子育て支援新制度における公定価格の地域区分は、必ずしも実情に即したものとは言えないことから、地域の実情を踏まえた制度の見直しを行うとともに保育士給与の格差を是正するための補てんを行うこと。

② 施設整備費等に対する財政措置を講じること。

③ 待機児童解消を目的に定員増を行った施設・事業所に対する公定価格の増額措置を行うこと。

(7) 私立幼稚園が新制度へ移行することは任意となっており、移行率が全国的に低い状況であることを踏まえ、今後、新制度へ移行する私立幼稚園についても、みなし確認に準じて手続きを簡素化すること。

(8) 多子世帯の保育料軽減について、所得にかかわらず第１子年齢の上限を引き上げること。

(9) 教育・保育施設を利用せず、在宅で子育てを行っている保護者に対し、経済的支援を行うこと。

(10) 認定こども園の普及・移行に際し、必要となる施設整備の支援について、補助金の減額は、事業者への適切な支援に支障を来すため、あらかじめ地方から提出した量の見込みの調査結果に基づき、必要かつ十分な財源を確保すること。

(11) 「保育を必要としない２歳児」の幼稚園での受入れ制度を国として創設し、財政支援を行うこと。

３．子ども医療制度について

(1) 認定基準や助成範囲が各都道府県で独自で設定され、市町村間でも独自助成等により格差が生じており、転入出時に助成範囲の相違により戸惑う市民も多いため、義務教育終了までを対象に、国は子ども医療費の無料化制度を創設すること。その際、所得制限を設けないこと。

(2) 県においては、国の制度創設まで県の責任として、補助基準の見直しにより市町村の負担軽減を図ること。
(3) 小児慢性特定疾病に該当しない慢性的な疾病により、長期の治療が必要な場合においては、義務教育終了後から１８歳までを対象に、低所得世帯の医療費の負担軽減措置を創設すること。

４．不妊治療・不育症治療について

国において医療保険適用の検討がされている不妊治療について、速やかに広く保険適用とするとともに、保険者負担の軽減のため、保険給付に係る全額について財源措置を講じること。

また、妊娠はするが、死産･流産を繰り返す不育症についても、同様とすること。

５．放課後児童健全育成事業の充実について

(1) 法改正による４年生以上の受入れにおいては、十分な財政措置を行うこと。
(2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関して、必要な財政措置の拡充及びリース方式による施設整備に対応した国庫補助制度の創設を行うこと。
(3) 多子世帯等への利用料減免制度を創設し、財政措置を行うこと。

６．児童虐待対応体制の強化について

(1) 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司等の増員、並びに児童福祉司としての社会福祉士の配置促進に係る所要の財政措置及び法整備を講じること。
(2) 市町村が在宅支援を強化し児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に取り組むことができるよう、担当職員の配置に対する十分な財政措置を行うなど特段の配慮を図ること。
(3) 一時保護所の環境改善を引き続き推進すること。

７．青少年による薬物乱用等防止に向けた取組強化について

(1) 県民への啓発を強化すること。
(2) 違法薬物がインターネット販売等により、青少年の手に簡単に入らないための未然防止策として、取締りなどを継続して実施すること。
(3) 上記(2)に必要な地方厚生局及び警察組織の強化を図ること。

８．児童扶養手当法について

児童扶養手当法第１３条の３の規定に基づく一部支給停止措置については、受給

者の負担を増やし、事務が煩雑になっているだけで就労に繋がっていないため、その措置を廃止すること。

９．児童家庭相談援助業務の実施体制の充実と専門性の向上について

(1) 市区町村子ども家庭総合支援拠点の運営に要する費用については、直営で行う場合の常勤職員の給料も含めて、補助金による十分な財源の保障を行うこと。

また補助基準額については、直営、委託による差異を廃し、同額とすること。

(2) 児童福祉法における家庭児童相談援助業務に係る児童福祉司の資格について、業務の質に鑑み、社会福祉士などソーシャルワークに関する高い専門性を有することを要件とすること。

10. 子どもの貧困対策の推進について

国は、子どもの貧困対策の推進に対し、貧困削減の数値目標及び削減計画を策定するとともに、具体的な施策に取り組む市町村に対し、必要な財政措置を講じること。

11. 高等職業訓練促進給付金の多子加算に対する補助制度について

ひとり親家庭の就職を支援する高等職業訓練促進給付金について、県は独自施策として多子加算を追加給付する制度を設けている。この多子加算の受給対象者は、町村に居住するひとり親家庭であり、市に居住するひとり親家庭は対象外である。この解消を図るため、県は市に居住するひとり親家庭を対象とした多子加算の制度を創設すること。

12. 離婚後の養育費の支払いについて

離婚後の養育費の受け取りが母子世帯で４分の１程度に留まる現状は、子どもの貧困の原因となっている。養育費の支払いは親の法的義務であることを踏まえ、根本的な課題解消に向けて、国において養育費が適切に支払われる対策を検討すること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

要　望　事　項

１１　基地交付金の増額確保について

基地交付金の増額確保について、下記のとおり特段の措置を講じること。

記

１．交付金交付対象の拡大について

現在、基地交付金の対象資産となっていない駐屯地や基地など、自衛隊関連の敷地及び施設を交付金の対象とすること。

２．交付金額の見直しについて

(1) 基地交付金は固定資産税の代替的性格を持つものであるから、国有財産台帳等の記載価格を基礎とするのではなく、固定資産税（対象資産価格の１００分の１．４）に相当する所要の予算額を確保すること。

(2) 対象資産の価格を、実態に見合うよう固定資産評価基準により算出される価格とすること。

(3) 市街化区域内の演習場等については、調整区域にある施設に比べその資産価値も非常に高いので、都市計画税相当額を交付金に加えること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

１２　高度情報化施策の推進について

高度情報化施策の推進を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．電子自治体の構築に係る財政措置について

(1)　ＩＴ関連機器に係る財政措置について

①　庁内ＬＡＮ拠点間ネットワークの維持・管理、一人一台パソコン等のＩＴ関連機器の拡充・更新及び情報セキュリティ対策強化等、電子自治体構築に伴う主に基盤的な経費について、積極的な財政措置を講じること。

②　住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）、その他国が示す標準業務システムといった全国的ネットワーク機器に係る所要額及び新たな機器の設置、庁舎と出先機関、データセンター等への大容量回線の整備費用並びにネットワーク回線の運用に関する費用等については、その全額について財政措置を講じること。

(2)　ＩＴ関連コスト削減に向けて、自治体クラウドの推進、市町村間の共同アウトソーシングの推進、電算システム共同利用促進に向けた取り組み、情報システム及び事務処理の標準化の推進等について技術的・財政的な指導・支援等を行うこと。

(3)　自治体情報セキュリティクラウドをはじめとする電子自治体の構築に必要となる高度な情報セキュリティ対策を実施するにあたって、適切な技術的指導・財政支援等を行うこと。

(4)　官民データ活用推進基本法及び地方公共団体におけるオンライン利用促進指針に定める地方公共団体の行政手続に係るオンライン利用促進に当たっては、適切な技術的指導・財政支援等を行うこと。

２．ＩＴインフラの整備について

民間ブロードバンドサービスが提供されていない地域におけるインフラ整備について、民設民営方式による整備を対象とし、局舎から一般家庭への引込線までを補助対象とする補助金を創設すること。

また、離島におけるブロードバンド通信について、国が進める５Ｇ・ＩｏＴ等の高度無線環境実現のために必要なインフラ整備及び維持管理は、国の責任において行うこと。

３．入札事務の電子化及び共同化について

県及び各市町村で重複して実施している入札参加資格申請受付・審査について、申請システムを構築し、受付・審査の共同化を図る取組を行うこと。

第１４０回福岡県市長会
令 和 ３ 年 ５ 月 １ ２ 日

１３　真の分権型社会の早期実現について

真の分権型社会の早期実現を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．真の分権型社会の実現に向けた取組の推進について

(1) 「国と地方の協議の場」において、国と地方が対等の立場で十分に協議し進めること。特に、制度創設・改正等を行うに当たっては、企画・立案段階から地方と協議し、その意見を反映させ、事前の情報提供や協議なしに、一方的に地方負担や制度改廃の決定をしないこと。

(2) 国と地方の役割分担の見直し、重点行政分野の抜本的見直し、基礎自治体への権限移譲を推進するとともに、国の出先機関の改革等については大規模災害時の対応などに十分配慮しながら行政の簡素化及び効率化を図ること。

なお、その際には、基礎自治体の意見を十分に聴取し、国と地方との役割分担を確認した上で、慎重に進め、事務の内容の進め方等詳細についても情報提供すること。

さらには、地方自治体において、自主性及び独立性が十分に発揮できるよう法令等による義務付け・枠づけの見直しを行うこと。

(3) 提案募集方式の運用に際しては、地方の発意による事務・権限の移譲や規制緩和の提案に対し、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが明らかな提案については、支障事例の有無に関わらず、積極的に検討を行い、その実現を図ること。

また、事務・権限の移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置及び専門の人材育成等について適切な措置を講じること。

(4) 国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこと。

また、地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

２．法定受託事務について

(1) 今後、できる限り新たに設けることのないようにすること。

(2) 現行の法定受託事務についても、真の分権型社会の実現に向けた取組を推進する観点から検討を加え、自治事務への転換を図るなど、適宜、適切な見直しを行うこと。

(3) 法定受託事務の執行に係る経費については、確実に財源措置を行うこと。

３．地方自治体の負担を踏まえた制度設計・支援のあり方について

令和２年度の特別定額給付金事業では、現場となる市区町村の負担が十分に考慮されることなく制度設計されたことから、過大な事務作業が強いられ、住民への迅速な給付をはじめ市区町村が担っている通常業務にも支障が生じた。このことから、今後、市区町村に負担を求める事業の実施にあたっては、市区町村に対して、企画段階からの事前協議や積極的な事前の情報提供、負担を考慮した支援を実施すること。

４．統計調査事務における市町村負担の軽減について

(1) 調査員確保対策と調査方法の見直しについて

① 高齢化や共働き世帯の増加に伴い、調査員が不足していることに加えて、個人情報保護意識の高まりや生活スタイルの多様化により、調査活動が困難になっている。調査員となった場合でも業務の負担と報酬が見合わないことなどを理由に再度調査員になることを忌避することもあることから、調査に必要な人員を確保するために、調査員報酬を増額すること。

② 民間や団体への調査業務の委託の拡大を図ること。また、調査内容により、国からの郵送でも回答率に問題がないと思われる調査に関しては、積極的に国直轄調査とすること。

(2) 国勢調査における市町村交付金の増額

国勢調査の実施にあたり、自治体財源の負担増加など交付金の範囲内での調査実施が困難な状況が続いているため、交付金の増額など十分な財政措置を行うこと。

第１４０回福岡県市長会
令 和 ３ 年 ５ 月 １ ２ 日

１４　暴力団壊滅のための抜本的法的措置等について

暴力団壊滅のための抜本的法的措置等を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．暴力団対策として有効な捜査手法の導入について

暴力団を壊滅するためには、暴力団による犯罪を抑止・検挙し、その犯罪の組織性を立証することが有効であることから、「会話傍受」や「おとり捜査」など暴力団の壊滅に有効な捜査手法の導入を行うこと。

２．暴力団の所得等に関する税法違反捜査及び調査・徴収の徹底について

暴力団の税法違反に対する捜査の徹底及び不法な所得等に対する調査権限を拡大し、暴力団に資金を提供する企業・団体に対しての税務調査の徹底、特に暴力団関係企業の使途不明金について、明らかにされない場合は、重課するなどの税法上の新たな制度を導入するなど、国税庁の調査・課税体制を強化し、暴力団の不当な財産を徹底的に剥奪すること。

３．各省庁における許認可事務等における暴力団排除規定の整備について

国で定めるあらゆる許認可事務等に関し、関係省庁において主管する法令を精査・検討の上、暴力団排除に関する規定を許認可要件もしくは欠格事由に盛り込むなど行政の事務事業から暴力団及び密接な関係がある事業者等を徹底して排除すること。

４．暴力団対策として警察による防犯カメラの設置並びに自治体への支援について

市民生活の安全・安心の確保と暴力団が関する事件の早期検挙などのため、警察による防犯カメラの整備並びに街頭防犯カメラを設置する自治体へ継続的な財政の支援を行うこと。

５．暴力団壊滅のための体制強化について

(1) 暴力団対策に従事する警察官の増員

県警察における取締り体制の一層の強化及び地域住民の不安を解消する保護対策を充実するため、暴力団対策に従事する警察官の増員を図ること。

(2) 暴力団犯罪事件に従事する福岡地方検察庁検察官や事務官の増員

暴力追放の機運の高まりにより、今後、暴力団犯罪検挙数が増加すると思われるが、検挙数増加に伴い事件処理にあたる福岡地方検察庁検察官や事務官の増員を図ること。

６．暴力追放を目的とした市民運動への支援について

改正暴力団対策法の施行により、各地の暴力追放運動推進センターが住民に代わって組事務所の使用差し止め訴訟を起こせる代行提訴の制度が導入されるなど一定の対策は進んでいるものの、更に、市民等が自発的に行う暴力排除活動を促進するため、その運動等に係る費用に対する財政支援を講じること。

７．交番・駐在所の充実について

市民に身近な地域における安全で安心な市民生活を確保するため、交番及び駐在所の充実及びパトロールの強化を図ること。

８．暴力団組織から離脱した者に対する就労支援対策の強化

暴力団組織からの離脱者が増加し、就労支援を求める者が増えている中、離脱者を広域的に就労させることを目的として、平成２８年２月に福岡県が提唱した社会復帰対策協議会による広域連携協定の更なる拡大、及び福岡県が導入している離脱者を雇用する事業者に対する奨励制度や身元保証制度等の財政支援を国においても導入すること。

９．暴力団の資金源となっている特殊詐欺対策の強化について

特殊詐欺被害を防ぐために、市民、自治体への注意喚起や、その仕組みづくりを行うとともに、自治体が行う広報啓発活動等への財政支援を行うこと。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

１５　消費者行政の推進について

消費者行政の推進を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．消費者行政推進のための財源措置について

(1)　消費生活センターを設置している自治体は、消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を制定することとされている。

高齢社会の進展や民法改正による成人年齢の引き下げ等により、消費者行政の果たす役割は年々高まっており、地方の消費者相談窓口をより強化・充実させるには、相談員の人材確保、処遇改善、専門知識習得のための研修体制整備などに対する、長期的な財政支援が不可欠である。

今後も地方自治体が消費者行政に取り組むことができるよう、消費者相談窓口強化・充実のための継続的な財政措置を行うこと。

また、既存の消費者相談窓口の維持に努力する地方自治体の負担を軽減するような制度を構築すること。

(2)　国民が消費者として自立した消費生活を営むようになるためには、不断の消費者啓発活動が不可欠であることから、地方自治体が行う消費者啓発活動へ財政支援を行うこと。

また、既に消費者相談窓口を設置し、消費者行政に取り組んでいる地方自治体についても財政支援の対象とすること。

２．消費者相談の充実について

(1)　地方自治体においては、消費者安全法に規定する消費生活センターの設置等の消費生活相談体制を整えようと尽力しても、人的資源等の不足などにより、十分な相談体制の構築に至っていないという現状がある。

消費者トラブルの複雑、多様化に対応するためには、専門的知識を有する相談員の確保が不可欠であり、国において消費者安全法に規定する消費生活センター設置の要件にもなっていることから、相談員の有資格者（消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント）の養成に努めること。

また、地方自治体が相談員確保に要する費用を軽減するための財源措置を講じること。

(2)　現在、独立行政法人国民生活センターから地方の消費生活センターに貸与されているＰＩＯ－ＮＥＴ（全国消費生活情報ネットワークシステム）端末等については、国における消費者相談情報の把握に必須なものである。

ＰＩＯ－ＮＥＴについては、令和３年９月のシステム更新に向けて作業が進んでいるところだが、設置及び運営にかかる費用については、これまでどおり地方自治体に負担を求めないこと。

(3) 消費者行政活性化のため、福岡県消費者行政推進事業補助金を継続及び拡充すること。

第１４０回福岡県市長会
令 和 ３ 年 ５ 月 １ ２ 日

１６　住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等について

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、下記のとおり措置を講じるように要望する。

記

１．犯歴事務の法整備について

犯歴事務は、地方自治法上の自治事務としてそれぞれの市町村の判断により資格調査の回答等の事務を行っている。

犯歴事務の個人情報は、慎重かつ厳格な取扱いが必要であることから、犯歴事務は明確な法的根拠により全国的に統一された事務として執行すべきであり、国による早急な法整備を求める。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

１７　飲食店等を対象とした客引き対策の強化について

飲食店等を対象とした客引き対策の強化を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．客引き行為をなくすための広域的な諸対策の検討

県内において、飲食店等を対象とした客引きが増加し、通行や営業の妨害、煙草のポイ捨てなど、街の治安や都市のイメージが損なわれる行為が横行している。

客引き事業者は、都市間を流動的に活動するため、広域的な規制の整備・強化や、指導・取締りにおいては県警との連携が必要であることから、広域的で実効性の高い取組を行うこと。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

１８　犯罪被害者等への支援について

犯罪被害者等支援施策の推進を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．犯罪被害者等支援における国と地方の役割の明確化及び支援内容の拡充等について

(1) 犯罪被害者等に対する支援制度について、国、都道府県及び市区町村の担う役割の明確化を図るとともに、給付金の支給をはじめとする国の実施する支援内容の拡充及び具体化を図るよう法改正等を検討すること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

１９　地域医療保健の充実・強化について

地域医療保健を充実・強化し、地域住民の健康保持・増進等を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．周産期・小児医療供給体制整備について

次代を担う子どもが健やかに育成される社会を実現するためには、周産期・小児医療供給体制の整備を進めることが必要である。特に、総合周産期母子医療センターや基幹病院における医師確保や小児救急医療体制の改善が課題となっているため、国レベルでの対策を講じること。

２．地域医療の確保のための医師不足解消について

地方の医師不足は深刻であり、医師不足が原因による診療科の休診や病院の廃止・休止、救急医療体制の維持が困難になるなど、地方自治体の責務である、「地域住民に対し良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制の確保」が困難な状況になってきている。

国は救急医療をはじめ、地域の医療提供体制の維持・確保が図られるよう財政措置を講じるとともに、さらに地方の病院等への医師確保に関する体制の充実を図ること。

３．予防接種について

(1)　定期予防接種については、国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるように、費用については全額国庫負担とすること。

また、おたふくかぜ等必要な予防接種については、早急に定期接種化するとともに、定期接種化の実施に当たっては、円滑な接種が行えるように、ワクチンの十分な確保に努めること。

(2)　妊娠初期の女性が風しんに感染することによる、出生児の先天性風しん症候群の発症を予防するため、国は風しんの発生状況等を踏まえ、追加的対策として抗体検査及び予防接種の対象者を拡大し、集中的に取り組むことになった。今後も国の責任において感染拡大防止に努め、抗体検査及び予防接種に係る費用については、全額国庫負担とするとともに、ワクチンの安定的確保に努めること。

４．がん検診の推進について

「子宮頸がん検診」「乳がん検診」に加え、その他のがん検診（大腸がん検診、胃がん検診、肺がん検診）についても、住民に公平なサービスを提供する観点から、新たに検診の対象となる年齢の者への無料クーポン配布を継続して実施できる十分な財政措置を講じるこ

と。

また、胃がん検診について、平成２８年４月から５０歳以上の者については胃部エックス線検査に加え、胃内視鏡検査が選択肢として加わったが、検査医等の確保、読影体制の整備等、地域格差が生じており、検査費が高額なことから、住民が等しく受診できる受診体制と十分な財政措置を講じること。

５．保健所の機能・保健サービスの更なる充実強化について

(1) 保健師・管理栄養士等専門職の充実など、保健事業の推進のため、財政措置の拡充を図ること。

(2) 保健関係国庫補助事業の一般財源化にあたっては、単に地方に財政負担を転嫁するような措置は行わないこと。

(3) 県においては、移譲された母子保健・栄養改善・精神保健福祉等の業務について市町村の業務が十分に遂行できるよう、必要な業務支援を継続して行うとともに、必要な財政措置を講じること。

(4) 県においては、平成２１年１０月に保健福祉環境事務所を１３箇所から９箇所に再編統合されたが、保健所は新型インフルエンザなどの感染症対策をはじめ多種多様な保健衛生分野の重要な役割を担っている。再編統合後も、その機能を低下させることなく必要な業務や支援を継続して行うこと。

６．公費医療費支給制度（子ども・ひとり親家庭等・重度障害者）の事務効率化について

(1) 各医療保険者に対し、負傷原因を記載しなくても高額療養費を支給するよう働きかけること。

(2) 公費医療が負担した一部負担金に対して高額療養費が発生した場合は、医療保険被保険者ではなく、公費医療が直接医療保険者に高額療養費を請求できるよう、全体的な制度設計の見直しを行うこと。

７．自殺対策事業における安定的な財源確保について

自殺対策事業については、十分な財源措置とはなっておらず、自殺対策を積極的に推進するためには、市の自主財源によらなければならない。よって、自治体間の取組の格差を生じさせないよう、十分な財政措置を講じること。

８．地域単独医療の実施地域拡大について

地域単独医療助成については、各都道府県単位で実施されている場合、県単位でその取扱いが異なるため、他県の医療機関を受診する機会が多い県境の自治体では、県中心部の自治

体に比べ、住民サービスに大きな差が生じている。

県においては、この課題解決のため、速やかに関係機関と協議の場を設け、実施地域の拡大に向けた措置を講ずること。

国においては、地域の実情を踏まえた公平な医療助成制度を構築すること。

９．がん先進医療への費用助成について

有効な治療法でありながら、公的医療保険の適用がないがん先進医療の治療費用については、全額自己負担であるとともに、通常の治療と共通する部分（診察・検査・薬代など）に係る費用についても、公的医療保険が適用されるものの高額であることから、患者やその家族の経済的な負担となっている。

県においては、既に制度化されている重粒子線治療に要する治療費用の利子補給制度に加え、県民の更なるがん治療の選択肢が広がるよう早期に治療費用の助成制度を構築すること。

第１４０回福岡県市長会
令 和 ３ 年 ５ 月 １ ２ 日

２０　新型インフルエンザ等対策の充実・強化について

新型インフルエンザ等対策の充実・強化を図るため、下記のとおり措置を講じること。

記

１．体制整備等について

(1) 国は、専門的な知見、人的・技術的な支援による体制の整備を図り、自治体等に向けて正確で迅速な情報提供を随時行うこと。

(2) 国及び県は、新型インフルエンザ等の診療に従事する医師等に対し、安心して医療に従事できるよう更なる体制の整備を行うこと。

(3) 県は、市町村、医療機関等関係機関との時宜を得た情報共有化と医療資材の備蓄など、必要な対策の準備を行うとともに、要援護者支援の模擬訓練等の実施指導を行うこと。

また、発生時及び「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」時には、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避できるよう連携体制を整備・強化すること。

２．財政措置について

(1) 県は、国際空港を備えている地理的条件などを考慮し、必要な対策にかかる予算を確保すること。

(2) 国及び県は、新型インフルエンザ等発生時における感染防護具や医療資材等の備蓄、さらに発生地域住民への食糧の提供等、市町村が行うべき新型インフルエンザ等対策に要する費用について、今後もさらに的確で十分な財政措置を行うこと。

(3) 国及び県は、新型インフルエンザワクチンの特定接種及び住民接種の実施に要する経費については、市町村に対して十分な財政措置を行うこと。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

２１　国民健康保険制度の改革等について

国民健康保険事業の安定的運営を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．医療保険制度の一本化について

(1)　国民健康保険と他の医療保険制度との負担の公平性を図り、国民皆保険制度が長期的に安定したものとなるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、すべての医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早急に実現すること。

(2) 県は、将来的な保険料水準の県内均一化に向けて、市町村の医療費水準の平準化や赤字解消に向けた取組を支援すること。

　また、市町村の事務の効率化、標準化、広域化のため市町村の事務事業における共同実施の検討を引き続き行い、早期実現に向けて具体的な取組を進めること。

２．国民健康保険財政の安定化のための財政措置等について

(1)　高齢化の進展や医療技術の進歩に伴い医療費の増加が見込まれるため、地方負担や保険料（税）負担の増加を招くことのないよう、国庫負担を充実し、支援を行うこと。

　また、県繰入金に当たっては、十分な予算を確保すること。

(2) 地方単独事業（子ども（未就学児分を除く。）、障害者、ひとり親家庭等医療）の実施に伴う波及増分の国・県支出金の削減は、保険料（税）負担の増加をもたらし、国保財政を一層圧迫しているため、満額交付に改めること。

(3) 医療費の増嵩に対処するため、適切な医療費適正化対策を推進すること。

(4) 財政安定化支援事業については、地方交付税において、繰入れ基準額全額を算入すること。

(5) 葬祭費及び出産育児一時金に対する財政措置を講じること。

(6) 国民健康保険料（税）等の納入方法（特別徴収・普通徴収）により、世帯の所得税、住民税の算定のための控除に差が生じないように配慮すること。

(7)　一部負担金の減額、免除についての減免額の２分の１を特別調整交付金で補てんすることとされているが、補てん対象の拡大や補てん率の拡充を講じること。

(8) 国民健康保険料（税）の賦課限度額については、中間所得者層の国民健康保険料（税）負担の軽減及び被保険者間の負担の公平性を図るため、国の方針とされる賦課限度額超過世帯の割合が１．５％に近づくよう段階的に引き上げること。

　また、所得階層に応じた段階的な賦課限度額の設定なども含め、抜本的に制度の見直し

を検討すること。

(9) 特定健康診査等の国庫負担は、基準単価の３分の１が上限であるが、実勢単価は基準単価を上回っているため、保険者の超過負担が生じている。そのため、基準単価を実勢単価とすること。

(10) 子どもの均等割保険料の軽減については、国において、令和４年度から未就学児を対象に、均等割の２分の１を減額する予定であるが、子育て支援の観点から国の財政負担により対象年齢を拡大すること。

(11) 保険者努力支援制度の実施に当たっては、保険者の医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化を図るとともに、特に糖尿病性腎症重症化予防の取組については、専門機関との連携や十分な体制づくりが不可欠であるため、積極的な支援を講じること。

(12) ジェネリック医薬品の更なる制度普及を図るため、医師をはじめとして医療関係者や患者に積極的な啓発を行うともに、制度普及に対しての財政支援を行うこと。

３．制度運営の改善等について

(1) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格の取得・喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。

(2) 市町村に義務付けられた特定健康診査・特定保健指導について

① 健康診査費用や人件費、役務費、需用費、電算システム経費等の所要の事業費について十分な財政措置を講じること。

② 保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。

③ 市町村国保と被用者保険との連携の仕組みや市町村が強制力を発揮できる仕組みの確立等、特定健康診査・特定保健指導の確実な実施のための措置を講じること。

④ 市町村が実施する特定健康診査・特定保健指導の必要性について、全ての医療機関、健診機関を対象に積極的な情報提供の支援を行うこと。

(3) 国民健康保険料（税）の納付（納税）義務者である世帯主以外の世帯員に対しても連帯して納付（納税）義務を負わせる連帯納付義務制度を整備すること。

(4) 都道府県単位化を機に国保の医療費適正化を図るため、県は、他の医療保険者と連携した県全体での医療費適正化・健康づくりの取組を推進すること。

(5) 国民健康保険料（税）の旧被扶養者減免について、被扶養者認定に疑義がある者であっても、要件に該当する場合には一律適用されるとともに、減免期間も、応能割額は当分の間、所得の多寡にかかわらず全額減免されている。これは、他の被保険者との公平性を著しく欠くと言わざるを得ないことから、早急に減免制度の見直しを検討すること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

２２　介護保険制度の安定的運営等について

介護保険制度の安定的運営等について、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．介護サービス基盤の整備等について

(1) 県は、医療保健福祉圏域における施設整備にかかる事業計画について、引き続き当該市町村及び隣接市町村の意見を十分考慮すること。

(2) 国は、特別養護老人ホームのユニット型個室の整備を推進しているが、低所得の方の居住費の負担能力の問題や、入所者の状況により人の気配を感じられる多床室が良いとの意見もあるため、多床室についても整備が進められるよう配慮すること。

２．介護保険運営のための財政措置等について

(1) 介護保険財政の健全な運営のため、各自治体個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な財政措置を講じること。

(2) 制度見直しに伴って生ずる電算システム改修費等について、十分な財政措置を講じること。

(3) 第１号保険料の未納者に対する個別の制度説明等、保険料徴収に対する理解を求めていく事業について、必要な財政措置を講じること。

(4) 介護給付費負担金については、国庫負担割合を２５％の定率交付とし、調整交付金は外枠化する措置を講じること。

(5) 県が設置している財政安定化基金は、平成２４年度のみならず、今後も定期に取り崩し、市町村に交付すること。

また、国・県に対する取崩額については、これを財源として被保険者の保険料や利用料の負担緩和に資する事業に充てること。

３．要介護認定に係る事務処理の円滑化について

(1) 主治医意見書の記載に係る対価区分は、在宅・施設別、新規・継続別に設定されており、複雑な確認事務を要するため、事務の合理化が図れるよう、対価区分を見直すこと。

(2) 要介護・要支援認定が申請日から３０日以内に行えるよう、主治医意見書の市町村への提出期限を法で定める等、必要な対策を講じること。

４．介護報酬について

小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援等の介護事業所の安定運営のため、

報酬体系等を見直すこと。

５．介護職員の人材確保と定着について

(1) 介護職員の確保及び定着を図るため、国において処遇改善等の必要な対策を引き続き講じること。

(2) 県は、介護保険事業支援計画に記載の県域の介護人材の必要量が確保できるよう、必要な対策を講じること。併せて、市町村が取り組む地域医療介護総合確保基金を充てて実施する事業（人材確保分）については、十分な財政措置を講じるとともに、市町村の実情に応じたより効果的な取組を支援し、県として一体的な施策等を推進すること。

６．適正・円滑なサービス提供について

地域密着型事業所の指定拒否権限を市町村（保険者）に付与するための法整備等を行うこと。

７．非該当者対策、介護予防事業等への財政措置等について

(1) 市町村が一般施策として取り組む介護予防事業等に対し、市町村の財政状況等の現状を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

(2) 地域支援事業費の上限については、地域の実情に合わせた事業展開ができるよう、十分な配慮を行うこと。

８．特別徴収の事務改善等について

(1) 特別徴収についても口座振替等と同様に、生計を共にする配偶者等への社会保険料控除が適用されるよう対策を講じること。

(2) 介護保険料の特別徴収の各期別の引き去り額を変更可能な制度（システム）に変更すること。

(3) 老齢等年金給付を受ける権利を担保に供している場合であっても、年金給付から返済額を除いた返済余剰額が、国税徴収法第７６条・第７７条により算出される差押禁止額を超える場合は、介護保険料の特別徴収を継続すること。

９．介護保険制度見直しについて

(1) 制度上の重要事項の見直し等に当たっては、保険者である市町村、広域連合の意向を十分反映し、その情報を速やかに提供し、実施までの十分な準備期間を設けること。

(2) 介護保険制度の見直しに当たっては、介護保険サービスの重点化、効率化が進められているが、被保険者が必要なサービスを受けることが困難にならないよう必要な財政措置など支援を講じること。

10. 福岡県高齢者居住安定確保計画について

サービス付き高齢者向け住宅における住環境やサービス提供について実態を把握するとともに、必要に応じ県による指導監督を行うこと。

11. 地域包括支援センターの体制強化に向けた財政措置等について

地域包括支援センターについては、その機能強化を十分に果たすことができるよう、支援が必要になりやすい後期高齢者数等を考慮した職員の配置基準を示すとともに、体制強化に向けた支援策の拡充を行うこと。

12. 地域包括ケアシステムの推進に向けた取組への支援について

地域包括ケアシステムの推進に向け、府省庁の垣根を越えた制度や支援策の拡充を行うこと。

また、地域包括ケアシステムの推進においては、地域ケア会議に各種専門職種が参画しやすいよう支援を行うこと。

13. 認知症施策の推進について

高齢化の一層の進展に伴い、認知症高齢者のますますの増加が予測されることから、認知症施策推進関係閣僚会議が令和元年６月１８日にとりまとめた「認知症施策推進大綱」に沿った施策の確実な実施及び支援策の拡充を行うこと。

14. 外国人対応について

介護保険制度については、全国共通の制度であることから、国において第１号被保険者向けを含めた多言語に対応したパンフレット等を作成し、また希少言語対応のための相談体制を整備するなど、増加する外国人への対応を行うこと。

第１４０回福岡県市長会
令 和 ３ 年 ５ 月 １ ２ 日

２３　後期高齢者医療制度の安定的な運営について

後期高齢者医療制度の安定的な運営について、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．後期高齢者医療制度の見直しについて

後期高齢者医療制度については、現行制度を基本としながら、保険料の軽減特例措置、高額療養費等必要な見直しが行われているが、保険料負担、医療費負担等の制度見直しについては、高齢者を取り巻く環境を十分に考慮するとともに、住民や市町村の意見を十分に尊重した上で、将来的に持続可能で安定した医療保険制度とすること。

また、制度の見直しに伴う事務経費の増加による市町村の財政負担に対し、市町村に負担を強いることなく、十分な財政措置を講じるとともに、具体的な内容、時期等の情報を早期に提供し、準備期間、周知期間を十分に設けること。

２．財政支援措置等について

後期高齢者医療にかかる給付費等の費用は、高齢化の進展や医療の高度化により増加しており、被保険者等の負担も重くなることから、被保険者、現役世代、市町村に対し、過度の負担を強いることのないよう、十分な財政措置を講じること。

県においても、福岡県の医療費や保険料が、全国的に見ても高い状況に鑑み、高齢者の健康保持や保険料負担軽減のため、必要な措置を講じること。

３．徴収制度に関する改善について

(1)　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第２３条第１号の規定により特別徴収の対象とならない被保険者の中には、特別徴収を希望する方も多い。

このため、複数年金を受給している被保険者の特別徴収をする年金の優先順位については、年金保険者による優先でなく、受給年金額による優先とするとともに、普通徴収（口座振替）の拡大申請と同様に、特別徴収についても希望に応じた柔軟な対応を講じること。

(2)　保険料が還付となった場合であっても、特別徴収の対象者要件（死亡、転出、生活保護受給者等ではなく、年金受給額１８万円以上で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の１／２を超えない。）を満たす場合には、当該年度２月の特別徴収額にかかわらず、翌年度当初から前年度保険料の１／６（６月年金から再開の場合は１／５等）の額を仮徴収として特別徴収できるようにすること。

第１４０回福岡県市長会

令 和 3 年 5 月 1 2 日

２４　国民年金制度の改善等について

国民年金制度の改善を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．無年金者への対応について

(1) 受給資格を満たさない無年金者について、更なる救済措置を講じること。

(2) 外国籍の制度的無年金者等について、救済措置を早急に講じること。

２．制度の改善等について

(1) 国民年金保険料免除基準の改善を図ること。

(2) 学生納付特例制度の承認基準の緩和を図ること。

(3) 国民年金制度の充実を図るため、死亡一時金の支給区分となる保険料納付期間の細分化と、支給額の全体的な引上げを行うこと。

(4) 生活保護基準額と一定の差を設けるように、基礎年金額を引き上げること。

３．法定受託事務について

(1) 事務区分の変更について、今後さらに住民周知の徹底が図られるよう効果的な広報を行うこと。

(2) 情報提供については、法定受託事務が円滑に遂行できるよう市町村の実情にあった情報内容の拡充等を図ること。

(3) 法定受託事務の適正かつ効率的な運営を図るため、国民年金等事務取扱交付金実態調査の実施結果や総務大臣から厚生労働大臣への地方財政措置についての申し入れ事項を踏まえ、市町村の実態に即した補助基準額を設定した上で所要の国費を確保し、交付金を全額交付することで市町村の超過負担を解消すること。

(4) 国民年金法施行令及び国民年金市町村事務処理基準を見直し、年金の裁定請求時における受付の正確性及び住民の利便性に配慮する観点から、受付窓口を日本年金機構へ一元化すること。

(5) 国民年金に関する法定受託事務について、その範囲を明確にし、市区町村の負担が増大しないよう配慮すること。

４．年金記録漏れ問題について

(1) 国民に不安を与えている年金記録漏れ問題について、不安の解消を図り、信頼を取り戻

すため、早急かつ適切な対応を行うこと。

(2) 年金記録漏れ問題に対応するための年金相談業務等に係る人件費など、その費用すべてを全額国庫負担とすること。

５．日本年金機構への円滑な業務移管について

平成２２年１月に日本年金機構に業務が移管され、「市町村照会専用電話」の配置方法の転換及び体制縮小により、一応、照会専用電話対応は確保された。その後、「社会保険オンラインシステム」窓口装置に移行し、確認できる情報は増えたものの、それ以外の情報を照会する際はいまだに年金事務所に照会している状況である。

しかしながら、回線が限られているため不通状態のときがあり、市町村では窓口での対応に支障を来し、住民サービスの低下が生じている。

ついては、年金事務所、ねんきんダイヤルの電話回線増をはじめ、さらに市町村での年金業務が円滑かつ効率的に実施できるよう体制の整備を図ること。

第１４０回福岡県市長会
令 和 ３ 年 ５ 月 １ ２ 日

２５　人権擁護の推進・同和問題の早期解決について

人権擁護の推進･同和問題の早期解決を図るため､下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．人権関連法の整備等について

(1) あらゆる人権擁護に関する国際条約等を完全批准し、国内法の整備を早急に行うこと。

(2) 国際人権規約の留保事項と選択議定書の完全批准を推進すること。

(3) 同和問題をはじめとする人権問題の根本的な早期解決を目指して、人権侵害を防止するための法整備を行うこと。

(4) インターネット等を利用した差別情報の横行や結婚、就職に際しての身元調査など、人権が侵された場合における被害者の救済に関し、早急に実効性のある法整備を行うこと。

２．人権擁護施策の推進について

(1) 世界人権宣言を尊重し、さらに推進していくため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第５条に基づき、地方公共団体が実施する事業について、人権啓発活動地方委託費など、財政的支援を充実させるとともに、具体的かつ総合的な推進体制を整備すること。

(2) 地方自治体における人権教育啓発センター等の設置及び運営に対する国庫補助制度を創設すること。

(3) 部落地名総鑑に類する書籍の作成・販売者やインターネット等による差別情報の発信者に対する規制・取締りを強化するとともに、防止対策に伴う公的機関のネットワーク化を整備すること。

３．同和問題の早期解決に向けて

(1) 財政措置について

地域改善対策事業で整備した諸施設の維持、改善費について、地方公共団体の財政負担軽減を図ること。

(2) 教育及び啓発について

① 国において、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるため、地方公共団体と密接な連携のもとに､強力な教育及び啓発活動を積極的に推進すること。

② 雇用にあたり、就職差別を排し、基本的人権の尊重の立場に立ち、公正な選考採用が行われるよう、企業等に対する啓発活動を充実強化すること。

③ 同和地区児童生徒をはじめとする全ての児童生徒に対する学習指導、進路指導、生徒

指導充実のため、児童生徒支援加配等の措置を充実すること。

④　(独)日本学生支援機構の奨学事業及び(財)福岡県教育文化奨学財団において、全ての生徒の就学機会を確保するため、募集枠の拡充、奨学金額及び返還方法・期間等の改善、県財団における入学支度金支給における所得要件の緩和など、制度の充実を図ること。

⑤　人権学級等地区住民の学習活動、子ども会活動など児童・生徒育成に関する補助金制度を存続すること。

(3) 相談体制の充実等について

部落差別に関する相談体制の充実を図るため、国と地方自治体の役割分担を明確にし、相談担当者の資質向上のための研修制度を確立すること。

(4) 実態調査について

部落差別の実態に係る調査は、部落差別解消の施策実施において重要なものであるため、継続して必要に応じ実施することとし、実施の際は、その実施方法及び内容について、具体的に示すこと。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

２６　男女共同参画政策及び女性の人権擁護の推進について

男女共同参画政策及び女性の人権擁護の推進を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．施策推進に対する財政措置について

(1) 活動の拠点施設である男女共同参画センター等の設置及び維持、改修等について、所要の財政措置を講じること。

(2) 各地方公共団体において、男女共同参画社会の形成を促進する施策を実施するために、国の責任において財政措置の拡充を図ること。

２．男女共同参画社会実現のための環境整備について

男女が平等に、共に家庭と仕事の両立ができるよう、雇用環境の整備をさらに進めるとともに、企業に対する啓発を充実強化すること。

３．性犯罪・性暴力被害者支援の強化について

性犯罪・性暴力被害者支援については、国において都道府県に対し「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の設置及び安定的運営を促進するための交付金を創設するなど、一定の取組がなされているが、市町村が医療機関や民間団体と連携し、性犯罪・性暴力被害者支援を行う場合においても、被害者に必要な支援が十分に提供されるよう、財政的支援を拡大すること。

４．ＤＶ被害者支援の強化について

ＤＶ被害者支援については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行をはじめ、国において「市町村の配偶者暴力支援センターの設置促進のための手引」を作成するなど、一定の取組がなされているが、民間支援団体や地方公共団体等の自主的な取組だけで被害者に必要な支援が十分に提供される体制が整備されることは困難と考えられる。各地域において年々増加するＤＶ被害者支援については、相談窓口の設置、相談員の確保、シェルターの設置に対して、国による財政支援措置を行うこと。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

２７　文化財・近代化遺産に係る保護事業及び世界文化遺産等に係る公的支援の拡充について

文化財・近代化遺産に係る保護事業及び世界文化遺産等に係る公的支援の拡充を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．文化財保護事業の充実について

(1) 埋蔵文化財発掘調査における開発事業者等の調査費用負担が重大な問題となっているため、費用負担に関する法的根拠を明確にすること。

また、国庫補助事業の適用範囲の拡大及び所要額の確保を図ること。

(2) 出土遺物の保存管理費用の負担が重大な問題となっているため、出土遺物の収蔵施設に対する所要額の確保を図ること。

(3) 埋蔵文化財や指定文化財等の保存整備・管理に係る補助金が少額であり、文化財保護行政に支障を来しているため、国および県指定文化財の保護事業に対する県費補助制度を拡充するとともに、国庫補助事業に伴う県費補助金の補助率を見直し、所要額を確保すること。

(4) 文化財保護法で史跡の公有化を行った場合の課税が、平成１９年度の税制改正により納税者負担増となったが、円滑な公有化のために今後、税制の新たな特例を設けること。

(5) 指定文化財の維持管理費用について、市町村の財政的負担が増大しているため、国庫補助事業の適用範囲の拡大を図ること。

(6) 特に史跡等における公開・活用の充実を図るため、駐車場やガイダンス施設等の便益施設の整備において規制の緩和及び財政的措置を講じること。

２．近代化遺産の早急な保護対策の実施について

(1) 現状保存が困難な遺産の記録保存に対し、所要の財政措置を講じること。

(2) 遺産の公有化及び修復整備に対する財政措置を拡充すること。

３．世界文化遺産等に係る公的支援の整備拡充について

(1) 文化財以外の世界文化遺産登録施設の保全に係る財源等の公的支援を拡充すること。

(2) 産業遺産について文化財保護法により保全を行う場合、企業等の事業活動に配慮すること。

(3) 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のうち、文化財保護法以外の法律で保

全が図られている稼働資産について、文化財保護法で保全されている非稼働資産と同様の「国庫補助率１／２」に拡充すること。

(4) 現在検討中の文化財防火対策について、世界文化遺産構成資産登録施設等についても対象となるよう拡充すること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

２８　経済・雇用対策について

経済・雇用対策について、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．雇用対策・職業訓練について

(1) 本格的な雇用の回復には至っていないことから、住宅・生活対策、雇用維持対策、再就職支援対策、新卒者等の就職支援対策等といった雇用対策を引き続き確実に実行すること。

(2) 離職者等に対する生活・就労支援の包括的な取組の強化など、地域の経済雇用情勢に即した実効性のある対策を引き続き確実に実行すること。

また、自治体が地域の実態に応じて実施する独自の雇用対策に対し、財政的支援制度を創設すること。

(3) 国の方針に基づき、平成２２年度末で廃止され、自治体に譲渡された地域職業訓練センターを活用した職業訓練事業について、国の責任において、事業に係る経費や、施設整備費用に対する財政的支援を講じることにより、今後も、国が求職者及び在職者の職業訓練における役割を担うこと。

２．経済対策について

(1) 小規模企業振興基本法に基づいて、中小零細企業対策関連施策を強力に推進するとともに、経済社会情勢の変化に直面する中小零細企業に対し、経営改善や資金繰り支援に向けた取組を積極的に行うこと。

また、中小零細企業が抱える課題について、総合的かつ一体的な支援を提供している商工団体に対し、その体制強化に向けた支援の拡充を行うこと。

(2) 「セーフティネット保証制度」を恒久的制度として確立し、併せて「責任共有制度」を廃止すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症収束後においても、セーフティネット保証制度や危機関連保証制度の期間や全業種指定、各種認定要件の緩和など、中小企業者がより利用しやすい制度及び小規模企業振興基本法に基づいた中小零細企業への資金供給が円滑に行われるよう、金融機関への適切な指導・監督等を継続して行うこと。

３．公契約について

公契約において、適正な労働条件や品質が確保されるよう、実勢価格を反映した公共工事

設計労務単価を設定するなど必要な措置を講じること。

４．福岡バイオバレープロジェクトの推進

久留米市を中心にバイオ技術を核とした新産業の創出や関連企業・研究機関の一大集積を目指す「福岡バイオバレープロジェクト」のさらなる推進に向け、国等の支援充実を図ること。

５．福岡水素戦略（Ｈｙ-life）プロジェクトの推進

水素エネルギー社会の実現に向け、研究開発、社会実証、人材育成等を展開し、世界を先導する水素の拠点を形成する「Ｈｙ－lifeプロジェクト」のさらなる推進に向け、国等の支援充実を図るとともに、関連企業集積を目指すこと。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

２９　まちづくり・地域経済の振興等について

まちづくり・地域経済の振興等について、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．地方拠点都市地域について

地方拠点都市制度については、平成４年に「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」が制定され、２０年以上経過し、経済や社会情勢の変化に伴い、地域の実情に合わなくなってきている。そこで、指定されている地方拠点都市地域の現状や課題を把握の上、国の様々な広域連携の推進策との関係を整理し、地方拠点都市制度の存廃も含め、今後の方針・位置付けを明確にすること。

２．法定外公共物譲与に係る財政措置について

国から譲与された法定外公共物の維持管理費について、財政支援措置を講じること。

３．シルバー人材センターへの財政援助の継続について

(1)　高年齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金補助限度額に関して、市町村に負担転嫁することなく、必要額を確保すること。

(2) 我が国においては、今後より一層の高齢化の進展が予測される中、高齢者の生きがい就労の機会確保のため、シルバー人材センターが担う役割は大きくなっている。

しかし、受注件数や会員数が減少するなど、シルバー人材センターを取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。そのため、シルバー人材センターの安定的な運営に向け、国・県による適切な財政措置を講じること。

４．中心市街地活性化の推進について

中心市街地の活性化については、認定基本計画に基づく多様な取組を一体的に進めることで、当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上が図られるとともに、市町村及びその周辺の地域の発展に寄与するものであるため、認定期間を過ぎた基本計画も次期計画の認定までは同様の取扱いとするなど、制度の弾力的運用と基本計画掲載事業に対する支援等の充実・強化を図ること。

５．認可地縁団体にかかる制度の改正について

(1) 認可地縁団体の税負担の軽減について

認可地縁団体が資産を取得する際の、所有権移転登記に係る登録免許税を免除すること。

(2) 認可地縁団体の重要事項決定方法の改善について

認可地縁団体において、重要事項を決定する際の総会の構成単位を個人から世帯に変更すること。

６．地域スポーツ環境の充実について

(1) スポーツ施設整備に係る助成について

① スポーツ施設はスポーツ振興だけでなく、大規模災害時の避難施設の拠点となるなど重要であることから、国は、スポーツ施設整備に係る補助事業について、市町村の意見を聴いて耐震改修や大規模改築等を含む制度の充実を図ること。

② 学校施設環境改善交付金（地域スポーツセンター）においては、野球場やテニスコートが交付の対象外であったり、交付算定基礎となる建築単価が低いなどの課題があるため、地方ニーズに応じた見直しを早急に行うこと。

③ 県は、市町村が県民体育大会などの一定規模の大会が開催できるスポーツ施設を整備する場合、その整備及びアクセス等関連施設整備に対し財政支援を行うこと。併せて、国に対しても社会体育施設整備に対する支援制度の拡充について働きかけを行うこと。

(2) スポーツ振興くじ（toto）助成事業（地域スポーツ施設整備助成）の補助金について

スポーツ施設の整備（改修含む。）は、住民の身近なスポーツと健康づくり活動の場となることから、他補助があっても対象事業とするなど制度の見直しを図ること。

７．公共工事に係るダンピング防止対策の適正化について

総合評価落札方式によるダンピング防止対策について、低入札価格調査制度の適用が要請されているが、あわせて最低制限価格の設定が行えるよう制度改正を行うこと。

８．公営住宅及び改良住宅の管理について

(1) 公営住宅・改良住宅における用途変更について

人口減少の克服と地方創生を実現するため、国の総合戦略で掲げる「まち・ひと・しごと創生」政策５原則の１つである「地域性」の政策原則に基づき、地域の実情や特色を踏まえ、公営住宅・改良住宅の一部を地域の実態に合った定住を目的とした住宅等に用途を変更できるよう公営住宅法第４４条第３項による用途廃止承認基準を緩和し、地方自治体独自の住宅施策の支援を行うこと。

(2) 公営住宅・改良住宅への入居収入基準の緩和について

公営住宅・改良住宅における入居収入基準は、公営住宅法施行令第６条及び住宅地区改

良法施行令第１２条により収入基準の上限が全国一律に定められているが、人口増を推進する自治体において移住者等を受け入れたくても受け入れることができないなど苦慮している。

ついては、地方創生の観点から、当該基準については地域の実情に応じて、各自治体独自で定められるよう見直しを行うこと。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

３０　農林水産業の振興について

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．畜産振興対策について

畜産経営の安定及び畜産物の安定供給を図るため、自給飼料増産確保対策の拡充並びに生産コストに見合った農産物の販売対策等について、措置を講じること。

２．経済連携協定等のあり方について

(1) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ１１）や日本・ＥＵ経済連携協定（日欧ＥＰＡ）等様々な貿易協定の発効による国内の農林水産業への影響を踏まえ、国内の影響を緩和する各施策の確実な実施に向けて、引き続き政府全体で責任を持った予算の確保と仕組みづくりを行うとともに、農林水産業の持続的な発展が図られるよう、改訂した政策大綱に基づく施策を着実に取り組むこと。

(2) ＷＴＯやＥＰＡ・ＦＴＡの交渉に当たっては、国内の農林水産業に及ぼす影響を十分に考慮し、影響を最小限にする対応を行うとともに、国内の農林水産業の構造改革の努力を加速し、国際競争力の強化につながるよう政府を挙げて取り組むこと。

３．地域農業対策について

(1) 地域農業における担い手の更なる確保に向けた施策の拡充について

地域農業の持続的発展には、認定農業者や集落営農組織等の育成、経営の安定化が引き続き重要であるため、共同利用施設・機械などの改修・更新を含めた整備導入、農事組合法人への雇用就労に対する施策の拡充を図ること。

(2) 農地所有適格法人以外の法人の農業への参入への対応について

農地所有適格法人以外の法人の参入に当たっては、自治体等関係機関の一定の関与が確保できるようにするとともに、事業再編や撤退後の就農者並びに担い手確保対策について特別な方策を講じること。

(3) 農業者と地域住民が連携して農地環境を守る取組について「多面的機能支払交付金」は、地域コミュニティの連携強化のみならず、農業・農村の有する多面的機能の保全管理に有効であるため、継続して長期的に活動を推進するのに必要な財政措置を行うとともに、さらなる充実を図ること。

また、平成２７年度からの法制化に伴い、事務手続きが煩雑化しており、地域住民の事業への取組が容易なものとなるよう、市町村や活動組織における事務負担の軽減を図るとともに、市町村に対する事業推進費の十分な予算確保に努めること。

(4) 農業次世代人材投資事業の実施に当たっては、就農定着が確実に進むよう、継続性のある施策を実施すること。

また、実施に当たっては、農家後継者に対するリスク要件や中間評価の基準を明確化するとともに、市町村の事務負担が大きいため、事務内容の大幅な見直しを行い、事務負担の軽減を図ること。

また、新規就農者の規模拡大等がさらに加速されるような施策を実施すること。

(5) 農地中間管理事業の実効性の確保について

２０２３年に全農地面積に占める担い手への利用面積シェアを８割にするという目標を達成するには、引き続き農業者等に理解を求めていく必要がある一方で、簡便な手続きであることが重要と考えるため、国においては、農地相続に係る事務の簡素化について検討すること。併せて、県においては、県内自治体の事務軽減のために、国が講じる改善策を実行すること。

(6) 園芸農業の支援策の強化について

園芸農業の生産基盤の強化を図るため、国・県事業による先進技術の導入や省力化のための機械・施設の導入等の支援拡充を図ること。

また、ＴＰＰ関連事業を含めた国・県事業については、要望件数の増加傾向を踏まえ、十分な予算の確保に努めるとともに、地域の実情に応じた支援を実施すること。

(7) 環境保全型農業直接支払交付金については、年度の途中や事業の実施直前に交付単価の削減や交付金の未配当等が無いように、十分な予算の確保に努めること。

また、事業推進に掛かる必要な経費についても予算を充実させること。

(8) 農地の有効利用や農村地域の環境維持のため、地域の実情を踏まえ、荒廃農地発生防止・解消における国の荒廃農地対策事業の再制度化又は国が示した事業の補助の要件緩和を行うこと。

(9) スマート農業の推進について

ロボット技術、ＩＣＴを活用した、省力・高品質生産を実現する「スマート農業」の社会実装・実践を加速化するため、県独自の取組の推進や支援策を実施すること。

４．家畜伝染病に関する対策について

(1) ウイルスの侵入経路の早期解明と抜本的な予防策を講じること。

(2) 家畜伝染病及び届出伝染病の防疫対策を強化すること。

(3) 風評被害の防止に向けた指導を徹底すること。

(4) 患畜及び擬似患畜の殺処分・埋却に伴う手当金や公費負担、及び金融支援等畜産農家の経営安定に向けた支援を充実・強化すること。

(5) 家畜伝染病及び届出伝染病の発生に伴い、地方自治体や関係機関が独自の対策を講じる場合は、地域に裁量権を与えた上で、財政的な支援を制度化すること。

(6) 家畜伝染病予防法第３３条（家畜集合施設の開催等の制限）の徹底と効率的な運用を行うこと。

(7) 再発防止のため、国産飼料の自給率向上を図ること。

(8) アフリカ豚熱への対策強化について

① アフリカ豚熱の国内への侵入を許さない厳重な水際検疫対策を早急に構築すること。

② 畜産農家や地方自治体・関係機関等に対して継続的に支援すること。

(9) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザへの対策強化について

① 感染ルートの早期解明を図るとともに、食鳥のみならず野鳥を含め、疑わしい事例の早期通報と関係機関が情報共有できる体制を整備すること。

② 家畜伝染病予防法第１２条の３の規定に基づく、飼養衛生管理基準の徹底とチェック体制の確立を図ること。

③ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下、「鳥インフルエンザ」という。）の発生を想定し、県はあらかじめ市町村が支援すべき業務を整理し、情報を共有するとともに連携体制の整備を行うこと。

また、殺処分・埋却の作業については、作業負担を十分に考慮すること。

④ 県においては、鳥インフルエンザ発生に備え、必要な資材等を十分に確保すること。

また、国においては、都道府県及び市町村が行う鳥インフルエンザ対策や備えに要する費用について、財政支援措置を行うこと。

⑤ 移動制限等により影響を受けた養鶏農家や関係業者への十分な救済措置を講じるとともに、養鶏農家の野鳥侵入防止対策を含めた防疫や経営安定等に対する支援措置を講じること。

⑥ 風評被害防止対策に万全を期し、国民に対するきめ細かい広報を行うこと。

５．福岡県土地改良事業団体連合会賦課金の軽減について

(1) 農道台帳管理事業賦課金のうち、農道延長割の一般管理経費の単価（７円／ｍ）をさらに引き下げること。

(2) 特別賦課金の県営事業の賦課基準の率を引き下げること。

６．森林の整備促進等について

(1) 国は、森林整備に対する制度緩和と全国森林環境税の配分を見据えた財政措置を拡充

すること。

(2) 放置竹林解消に向けた取組及び竹林整備に伴う伐採竹の利活用に対する財政支援の拡充を図ること。

(3) 林業についても、材価補償等による経営所得安定対策を構築すること。

(4) 保全管理されている山林については、保安林に準じて固定資産税を減免し、交付税措置を創設すること。

(5) 保全管理をすることを条件として、山林斡旋制度を充実すること。

(6) 森林環境譲与税については、各自治体の活用状況などを踏まえ、必要に応じ使途や譲与基準をはじめ、所要の見直しを行うこと。

７．有明海再生に向けての総合的対策の早期実施について

(1) 「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づく福岡県計画に沿った施策を積極的かつ持続的に実施すること。

(2) 有明海の環境の変化について調査を実施するとともに、漁場環境の改善に大きく寄与する覆砂事業を引き続き実施すること。

(3) タイラギのへい死原因やクルマエビやアサリ等の増殖のための調査・研究に取り組むほか、夏季における貧酸素水塊の破壊のための具体的施策を講じるなどにより、有明海の水産資源の回復を図ること。

(4) 水産業の持続的発展を図るため、協業化などの漁業経営安定化施策を積極的に推進するとともに、その財政措置の充実強化を図ること。

(5) 国営諫早湾干拓事業で建設された潮受け堤防排水門の開門調査については、事前に十分な環境影響評価を行い、想定される悪影響に対する対策を講じつつ実施すること。

(6) 近年の気象変動に対応したノリ養殖技術の開発のため、高水温等に対応したノリの新たな品種の開発を行うこと。

８．漁港及び漁船基地の航路・泊地浚渫に伴う事業制度の充実と推進について

航路及び泊地の浚渫事業は、毎年、膨大な費用を要するため、その財政措置を講じるとともに、堆積泥土除去の調査研究を行うこと。

９．外国産海苔輸入ＩＱ枠の堅持について

(1) 我が国の海苔養殖業の持続的発展を支えるＩＱ制度の堅持と併せ、国内の海苔需給状況を勘案し、今後、輸入量を拡大させないこと。

(2) 海苔養殖等の持続的発展を図るため、協業化など漁業経営安定化施策を積極的に推進するとともに、その財政措置の充実強化を図ること。

10. 中山間地域の耕作放棄地対策について

中山間地域の耕作放棄地対策として、耕作放棄地の果樹等の抜根・整地や補助事業で造成した樹園地をやむを得ず林地化する場合の農業振興地域の除外や、農地転用許可が実態に即して行われ、さらに林地化に対する経費の助成などの施策を講じること。

11. 有害鳥獣の捕獲対策について

(1) 国の鳥獣被害防止総合対策事業は、県が事業主体となれるものであり、県においていのしし処理加工施設の整備、処理方法及び捕獲対策を研究する機関を設置すること。

(2) 国の鳥獣被害防止総合対策事業について、農産物を鳥獣被害から守る重要な対策として位置づけ、継続的に対策を確実に行える十分な予算措置を行うこと。

(3) 鳥獣捕獲の担い手となっている猟友会が後継者不足とならないよう、特段の措置を講じること。特に有害鳥獣の捕獲を行う者に対し、銃器更新手続等の簡素化を図ること。

(4) 有害鳥獣対策についても農産物の栽培技術と同様に、県農業総合試験場等で研究し、その成果をもとに早急な現地支援に取り組むこと。

(5) 県の有害鳥獣対策補助事業の充実について

① サル捕獲に関する補助対象経費の拡大を図ること。

② 市町村で取り組む捕獲業務への補助を行うこと。

③ 狩猟者全員への狩猟者登録税の軽減措置等を行うこと。

④ 有害鳥獣は市域を越えて出没することから、広域的な取組に対する支援の充実を図ること。

(6) 鳥獣被害防止総合対策交付金について

鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の整備に係る採択要件の緩和及び緊急捕獲の幼獣・鳥類捕獲に対する報償金の単価上限額の見直しを行うこと。

12. 経営所得安定対策について

(1) 国、県においては、農業政策の転換や米価などの価格変動、また、魚価の低迷や、さらには日米貿易協定の発効などによって、農家及び漁家の経営計画に与える影響の大きさを十分に理解し、地域の声を反映させ、担い手の所得の安定・向上、経費削減が図られるよう施策を講じること。

(2) 地域農業再生協議会が助成内容を設定できる産地交付金については、二毛作や耕畜連携、地域振興作物等の作付けを推進する重要な支援策であり、十分な予算を確保するとともに、予算の一部保留による当初交付額の分割や不確定な配分額など、計画的な農業生産を妨げる交付方法を改めること。

(3) 国が規定する経営所得安定対策制度に基づき実施しているが、内容が複雑化しており、制度を簡易化すること。

13. 国の農業農村整備に係る予算の確保について

生産コスト削減による持続的な農業経営支援、安全・安心な食料生産や目標とする食料自給率の向上、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮できるよう、老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るため、事業採択要件等の緩和、補助率の大幅な引き上げとその県費予算額を確保すること。

また、農業生産性の向上並びに担い手を確保するためには、ほ場整備を始めとする農業基盤の整備が重要であることから、国・県予算額の確保を図ること。

14. 農地転用基準等の弾力的な運用について

(1) 農地の転用基準を画一的に適用せず、農業委員会や市の意見書を十分考慮し、地域の実情に応じて運用すること。

(2) 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更については、市の活性化計画等を尊重するとともに地域の実情に応じて運用すること。

(3) 農業用用排水施設整備事業及び施設機能保全事業の実施地域においては、受益地が広範囲で事業期間が長期にわたるなど開発抑制の影響が大きいため、農用地利用計画の変更については、柔軟な運用が図られるよう法制度の見直しを行うこと。

15. 漁港整備事業における補助率の引き上げについて

漁港整備事業における県費補助率は、事業の進捗に大きく影響する。よって、効率的で安全な漁業活動を早期に実現するため、一般事業の補助率の大幅な引き上げと機能保全事業・災害関連事業に対する県上乗せ補助を実施すること。併せて、漁港環境施設の維持・修繕に対する県単独補助を実施すること。

16. 地域漁業対策について

新規漁業就業者総合支援事業の実施に当たっては、新規漁業者が定着できるよう、継続性のある施策を実施すること。

また、新規漁業就業者の規模拡大等がさらに加速されるような施策を実施すること。

17. 災害復旧事業について

(1) 農業者個人を支援する災害復旧事業について

① 農業者個人での災害復旧については限界があり、国や県の支援が不可欠である。支援内容と補助率の決定と周知については、早期の対応を図ること。

② 度重なる災害により、営農継続の断念や経営規模の縮小を検討する農業者が出かねない状況にあることから、災害復旧に関する支援内容を手厚くし、農業者の早期の経営立て直しを図ること。

③　農業者の被災状況については様々なケースがあることから、農業者の声を反映し、被災状況に合わせたきめの細かい対応を行うこと。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

３１　国土保全・治水事業等の推進について

国土の保全や河川環境の保全等を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．一級河川の整備促進について

(1) 一級河川遠賀川水系の慢性的な内水被害地区の早期解消について

遠賀川水系においては、平成１５年７月の出水に続き、平成２１年、２２年、２４年、３０年と近年続けて豪雨に見舞われ、甚大な浸水被害の発生が慢性化しつつあることから、国・県が相互に連携し、内水被害を解消するための遠賀川水系の改修措置を講じるとともに、市が実施する浸水対策事業について財源措置を図ること。

(2) 一級河川矢部川水系の慢性的な内水被害地区の早期解消について

矢部川水系において、白木川が合流する地点の直下で本流の矢部川がほぼ直角に屈曲した地形であるため、豪雨時に甚大な浸水被害に見舞われている。そのため、地域住民はそのたびに避難するなど不自由な生活を余儀なくされており、いち早く国・県において内水被害軽減対策事業を早期に完了させること。

２．二級河川の整備促進について

水害を未然に防止し、流域住民の安全・安心な生活を確保するため、主要な二級河川の改修及び治水ダムの整備等を重点的に実施するとともに、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」を踏まえ、令和２年度県において締結された協定に基づき適切に対応するなど、浸水被害解消のための措置を講じること。

また、堆積土砂等により流水阻害が生じている河川について、堆積土砂の浚渫により治水能力を確保するなど、適切な維持管理について早急な対策を講じること。

(1) 二級河川「御笠川」の流域は、都市化の進展が著しく、保水、遊水機能が低下しており、御笠川水系河川整備計画に基づく河川改修について、支川も含め早期完成が必要不可欠であることから、特段の措置を講じること。

(2) 二級河川「那珂川」流域は人口や資産が集積していることから、社会・経済活動に深刻な影響を及ぼす恐れがあるため、那珂川水系河川整備計画に基づく河川改修を推進すること。

(3) 二級河川「多々良川」は、平成２１年７月の豪雨により甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修の促進を図ること。

近年の豪雨により、二級河川「紫川」や「神嶽川」、「板櫃川」などで浸水被害が発生

していることから、河川改修事業など豪雨対策の支援について特段の措置を講じること。

(4) その他の二級河川（室見川、雷山川他５水系など）の適切な維持管理及び河川改修の推進を図ること。

(5) 二級河川瑞梅寺川中流域の高田地区周辺は、これまで多くの住宅浸水や国道を含む道路の冠水など深刻な被害が発生しているため、瑞梅寺川水系河川整備の早期完成を図ること。

３．準用河川の国庫補助事業の採択要件緩和について

準用河川を改修する場合、国庫補助として総合流域防災事業はあるが、対象事業の要件を満たさず、事業化が困難な状況にあるため、採択要件を緩和すること。

４．筑後川総合開発の推進について

(1) 筑後川水系農業開発事業の促進について

① 土地改良事業で造成された国営水路流末への強制排水ポンプ（増強・新設）の整備を促進すること。

② 国営かんがい排水事業等により造成された農業用用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を実現するため、国営施設機能保全事業の円滑な事業推進を図ること。

(2) 筑後川水系の治水対策の促進について

近年の豪雨により甚大な被害を受けているため、流域全体で治水対策を考える「流域治水」を踏まえ、早期に浸水被害解消に係る措置を講じること。

① 筑後川中下流部及び筑後川支川における河道内堆積土砂浚渫や堤防整備等の河川改修の促進を図ること。

また、既設ダムの治水能力の向上を図ること。

② 排水機場の新設（安武川、不動川、古川、美津留川、花宗川、旧陣屋川）及び既設排水機場の能力アップ（山ノ井、古賀坂、枝光、大刀洗、陣屋川、思案橋川）等を含めた総合的な内水被害軽減措置を講じること。

③ 被害発生時における排水ポンプ車の配備が円滑に実施されるよう、関係機関との連携を図ること。

④ 各支川浸水対策検討会における計画策定に向けた円滑な事業調整及び治水事業の整備促進

ア 総合内水対策計画の早期策定（大刀洗川・陣屋川、山ノ井川）

イ 策定済の計画について、治水事業の整備促進（金丸川・池町川、下弓削川・江川）

⑤ 筑後川支川（福岡県管理区間）の治水対策の促進について

ア　既存河川改修事業のさらなる推進と未改修区間の早期事業化を図ること。
　　また、近年の浸水被害を踏まえ、総合的な治水対策を講じること。
イ　河道内堆積土砂の浚渫などにより、河川が本来有する治水機能を最大限発揮させるための適切な維持管理を推進すること。

５．筑後川水源保全のための取組の推進について

福岡県民が水を利用している筑後川は、福岡県だけでなく、熊本県、大分県、佐賀県の４県にまたがることから、国及び県は、筑後川の水源保全について、県境を越えて上流から下流まで一体的に推進できるような仕組みを構築するとともに、水源保全の取組を主体的に行うこと。

また、流域圏の自治体が行う水源保全の取組に対し、人的、財政的支援を行うこと。

６．農業施設（クリーク）を活用した治水機能向上について

低平地帯特有のクリークにおいては、豪雨予報前の先行排水による洪水調整・貯留機能の発揮が期待される。クリークの活用による豪雨時の防災・減災機能の向上と事前放流後の安定した農業用用水確保のため、次の措置を図ること。

(1) 洪水調節機能を発揮させるクリーク浚渫への継続的な支援
(2) 不特定用水活用によるクリーク事前放流後の農業用用水の確保
(3) リモート操作を可能とするクリーク排水施設への更新

７．県営湛水防除事業の拡大促進について

県営湛水防除事業（クリーク防災機能保全対策工事）において、幹線的な水路の防災機能が整備され、これに接続する小規模水路も、災害に強いため池整備事業（平成２６年度から農業水利施設保全合理化事業）により整備が進んでいるが、未だ未整備のものが多く、ゲリラ豪雨などの場合その機能を十分に発揮できない状況であることから、引き続き農業用用排水路及びポンプ等の内水排除施設の整備を図ること。

８．県南地域のクリーク保全対策について

(1) クリークの機能回復及び環境保全を図るため、浚渫及び浄化対策に毎年多大な労力と財源が必要であることから、これらに対する財政支援を行うこと。
(2) 毎年多量に発生する浚渫泥土対策について
　① 一部については、土質改良を行い、護岸工事の埋め戻し土や造成盛土など市の公共事業に使用しているが、使用量に限界があるため、国・県の公共事業においても積極的に使用すること。

② 新たな浚渫泥土の再利用システムの調査研究開発について、自治体単独では財政面や体制面から困難な状況にあるため、国・県において行うこと。

③ 新たな一時置場の設置及び浚渫泥土の搬出に対する財政支援を行うこと。

(3) 特定外来種の水草「ブラジルチドメグサ」が、驚異的な繁殖力で広範囲に繁茂しており、水路の維持管理に支障をきたすほか、生態系や水質へ悪影響を与える恐れがあり、市単独での対応が困難であるため、国・県において、駆除に向けた生態の調査研究及び水草除去に係る財政支援を行うこと。

９．地籍調査事業の推進について

(1) 地籍調査の推進を図るための人件費及び筆界標示杭設置費用を負担金の対象とすること。

(2) 図解法で実施した地籍調査を再調査するための要件を緩和すること。

(3) 早期完了を図るために、所要の予算額を確保すること。

10. 治山事業に対する支援について

異常気象による局地的な集中豪雨や台風により、土砂崩れや浸水被害などの大規模災害の発生が懸念される中で、治山事業の更なる推進を図るべく、山地災害危険地区等を対象とした治山事業について計画的な推進と防災対策を図ること。

11. 砂防関係事業の推進について

(1) 近年、集中豪雨の頻発により、土砂災害による被害が懸念される中で、人々の暮らしを守り、地域の安全確保を図るために、土砂災害警戒区域等に重点をおいた砂防関係事業の推進を図ること。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業の整備促進を図るため、さらなる事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

12. 災害復旧事業に要する費用の地方負担に対する財源措置の充実について

激甚指定がなされ、国庫補助が拡充されても災害復旧事業費が膨大であることから、裏負担である地方負担は、財政力が脆弱な自治体においては過重となっており、今後の復興に大きな懸念がある。災害復旧事業に要する経費の地方負担分に対して、更なる支援の充実を図ること。

また、平成２２年に民主党政権下で廃止された災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等に対する国庫補助を早急に復活させること。

13. 今後のため池対策について

平成３０年７月豪雨を受けて新たに選定した防災重点ため池について、耐震調査を防災・減災・国土強靭化のための３ヶ年緊急対策において全額国費で実施しているが、ハード事業は従来どおりの補助率であり事業化が困難な状況にある。このため、防災・減災・国土強靭化の予算の継続及びハード事業の国費の嵩上げを実施すること。

14. 国営・県営事業の計画の見直しについて

国営事業や県営事業を、近年の降雨量を考慮した整備基準に見直しを行い、計画の再検討を行うこと。

第１４０回福岡県市長会
令 和 ３ 年 ５ 月 １ ２ 日

３２　道路等の整備促進等について

道路等の整備促進等を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．次の国道の整備促進･早期完成を図ること。

(1) 国道３号黒崎バイパス、鳥栖久留米道路及び久留米地域の４車線化・交通安全事業、福津・宗像間６車線化、国道３号（広川～八女）バイパス

(2) 国道２０１号バイパス田川・行橋間、国道４４３号三橋・瀬高バイパス各道路の４車線化及び八木山バイパス穂波西・筑穂ＩＣのフルインターチェンジ化

(3) 国道３２２号嘉麻バイパス及び朝倉地域未整備区間、国道３号～御井旗崎間

(4) 国道２１０号浮羽バイパス及び久留米地域未整備区間

(5) 国道２１１号未整備区間

(6) 国道２００号バイパス（八木山バイパス穂波東ＩＣ付近）の渋滞解消のための改良

(7) 国道４９５号拡幅改良（水再生センター～新宮町境間）

(8) 国道４４２号バイパス

(9) 国道３８５号４車線化及びバイパス（那珂川市南畑地区）

(10) 国道４４３号柳川バイパス

(11) 国道１０号線山田交差点から椎田・勝山線までの４車線化

２．次の主要地方道等基幹道路の整備促進・早期完成を図ること。

久留米柳川線、久留米柳川線バイパス、久留米筑紫野線バイパス、三潴上陽線バイパス、筑紫野古賀線、福岡筑紫野線（宝町交差点以北外環状間４車線）、筑紫野太宰府線、飯塚大野城線バイパス、那珂川宇美線、長浜太宰府線、福岡直方線、田川直方線、田川直方バイパス（延伸）、直方宗像線、直方鞍手線、直方行橋線、上新入直方線、門司行橋線、飯塚福間線、南関大牟田北線、大牟田高田線バイパス、勝立三川線、大牟田川副線、大牟田川副線バイパス、鐘ヶ江酒見間線、鳥栖朝倉線、本郷基山停車場線、宗像玄海線（赤間駅周辺）、甘木朝倉田主丸線、瀬高久留米線、瀬高久留米線バイパス、江島筑後線、若宮玄海線、水田大川線、八女香春線、玉名八女線、宗像福間線（東郷駅周辺）、福岡東環状線、久留米筑後線、戸畑枝光線、県道山口原田線（筑紫野インター線延伸事業）、福岡日田線、行橋停車場線、久留米立花線、船小屋八女線、柳川筑後線、福岡早良大野城線、片縄下白水線、後野福岡線

３．次の連続立体交差事業の促進・早期完成を図ること。

西鉄天神大牟田線（春日原～下大利、雑餉隈駅付近）連続立体交差事業

４．高速道路網の整備等について

(1) 東九州自動車道の全線４車線化を実現させ、北九州～宮崎間の高速道路ネットワークの構築を図ること。

(2) 西九州自動車道の福岡～唐津間の整備促進・早期完成を図ること。

(3) 本州西部と北部九州の連携強化のため、下関北九州道路の早期実現を図ること。

(4) 地域高規格道路「有明海沿岸道路」の整備促進を図ること。

(5) 福岡空港へのアクセス強化等のため、都市高速道路３号線延伸事業の整備促進・早期完成について、特段の配慮を講じること。

(6) 九州自動車道の味坂スマートインターチェンジ（仮称）の整備促進・早期完成を図ること。

５．財源の確保等について

(1) 道路整備に必要な予算は、今後とも十分確保すること。

(2) 市町村道事業及び街路事業について財政措置の拡充を図ること。

(3) 国庫採択以外の事業に対し、県費補助金制度を創設すること。

(4) 道路の老朽化対策に必要な予算は、十分に確保すること。

(5) 重要物流道路の整備に必要な予算は、十分に確保すること。

６．安全で快適な生活環境の整備について

(1) 歩行者・自転車の交通安全を確保するため、交通信号機や歩道、自転車走行空間の整備促進を図ること。

(2) 筑後川堤防兼用道路の整備を促進すること。

(3) 県道及び県営河川の移管については、財源等を含め、各市と個別に協議し、市の負担が増大しないように配慮すること。

(4) 道路側溝等の整備については、台風の大型化や局地的な集中豪雨等異常気象に対応できるよう、補助採択基準の見直しを行うこと。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

３３　北部九州地域の空港・港湾機能の強化について

北部九州地域の空港・港湾機能の強化について、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．福岡空港の機能強化について

福岡空港は航空機混雑を抜本的に解消するとともに、将来の航空需要に適切に対応するため、空港機能を強化していくことが極めて重要かつ喫緊の課題となっている。よって、福岡空港については、滑走路増設を推進し、早期完成を図ること。

２．北九州空港の機能強化・利用促進について

(1) ３，０００m級滑走路の早期事業化に向けた協力
(2) 貨物エリアの整備と物揚場までの輸送経路の確保
(3) 災害時における代替アクセス手段の確保
(4) 新門司沖土砂処分場（３工区）の活用に向けた協力
(5) 三菱スペースジェット飛行試験の協力
(6) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地方航空路線の維持への協力
(7) 新北九州空港道路及び周辺地域への空港関連道路の整備促進を図ること

３．港湾施設の維持管理制度の拡充について

(1) 国直轄事業における予防保全事業及び、統合補助事業における管理者負担率の引下げ
(2) 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の措置期間の延長

４．博多港における港湾機能の充実・強化について

博多港の国際海上コンテナ取扱個数は近年増加傾向で、既存のコンテナターミナルが満杯に近い状況の中、コンテナターミナルの機能強化が課題となっており、アイランドシティＤ岸壁の早期整備や臨港道路整備に対する財政支援について、特段の配慮をすること。

５．北九州港及び関門航路の整備推進について

(1) 北九州港廃棄物海面処分場の整備
(2) 新門司地区複合一貫輸送ターミナルの航路、泊地の整備
(3) 予防保全事業の推進
(4) 社会資本総合整備計画による実施事業の推進

(5) 関門航路の航路水深１４ｋｍに向けた整備

６．福岡県南地域の港湾機能の強化について

(1) 三池港の整備については、県南地域の産業・物流の拠点として、東部有明地域の開発の核となる港としてより一層の活用を図るため、港の強靭化、輸送船舶の大型化に対応した三池港の航路整備事業を早期に促進すること。

(2) 平成１１年に策定された「三池港港湾計画」に基づき整備が進められているが、近年の国際海上コンテナ取扱量の増加に対応した機能強化を図るため、引き続き、次の事項について、特段の措置を講じること。

① 公共ふ頭の整備

② 小型船だまり及び臨港道路の整備

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

３４　運輸・交通施策の一層の推進について

運輸・交通施策の一層の推進を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．九州新幹線鹿児島ルートの開業効果の発現及び在来線の充実について

(1)　新幹線及び在来線の運行については、利用者の利便性の確保のために地元自治体の意向を尊重し、ＪＲに働きかけること。

(2)　沿線地域の資源を活用した観光商品の開発及び地場産品の活用について、沿線地域の活性化のために関係自治体の意向を尊重し、広域連携を図りながら県として推進するとともに、ＪＲに働きかけること。

２．東九州新幹線鉄道の早期実現について

(1) 北九州市を起点（または、分岐点）として、東九州新幹線鉄道を整備計画線へ格上げすること。

(2) 所要の整備財源の確保を図ること。

３．駅周辺放置自転車・ミニバイク対策について

駅周辺は、駐車スペースが少ないことから大量の自転車等が放置され、歩行者の通行や緊急自動車の進入、都市美観の維持などにおいて様々な弊害が生じており、これらを解消するため、鉄道事業者に対し、駐輪場建設及び管理費用の一部負担について指導を行うこと。

４．生活交通に係る財政措置の維持と充実について

(1)　地域公共交通確保維持改善事業では、市町村等の地域特性や実情に応じた最適かつ継続した支援（特別交付税を含む）を実施すること。特に、地域間幹線系統確保維持費補助事業については、採択要件を緩和すること。

　また、自治体が主宰する地域内フィーダー系統確保維持事業（交通会議案件）の補助金については、手続きを簡素化するとともに、補助上限額の水準を維持すること。

(2) 福岡県生活交通確保対策補助金事業では、財政措置の拡充・継続及び補助要件の緩和を図ること。

(3) バス路線の廃止や縮小の申請時に、住民への情報提供を的確に行い、事業者が地元に対し説明責任を果たすように指導するなど、主体的な役割を果たすこと。

５．地域公共交通への支援制度拡充について

(1) 地域公共交通確保維持改善事業、鉄道施設総合安全対策事業及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の予算確保と各補助制度の拡充を図り、交通事業者へ十分な予算配分を行うとともに、県においても、公共交通の確保維持に資する安全輸送設備等の更新やバリアフリー化等を促進する施策に対する財政措置を充実すること。

(2) 超高齢社会の進展に伴い、近年、高齢運転者による交通事故が頻発すると共に、日常の移動が困難となる高齢者の増加が見込まれるなど、その対策が喫緊の課題となっている。

ついては、安全で安心して暮らせるまちづくりと公共交通利用促進の観点から、運転免許証を自主返納された高齢者等が地域公共交通を利用しやすくなる運賃の補助や各種割引制度など、地方自治体や交通事業者が進める環境整備への財政支援を行うこと。

６．路線の休止及び廃止に係る届出への関与について

道路運送法の改正で乗合バスの需給調整規制が廃止されたことにより、多くのバス路線が廃止されてきた。特に地方では、収支悪化に伴い、路線の廃止縮小が現在も続いている状況である。民間乗合バスは住民にとって重要な移動手段で、小さな拠点、コンパクトシティ、連携中枢都市圏を形成するうえで核となるものである。よって、一方的な届出制によるバス路線の廃止は、小さな拠点、コンパクトシティ、連携中枢都市圏の形成や今後増加が見込まれる運転免許証の自主返納への対応、地域交通ネットワークの再構築、定住自立圏形成の推進においても大きな障壁となっている。このため、国においては、交通政策基本計画における基本方針「豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現」の観点からも、路線の休止又は廃止について、一定の関与ができる仕組みとすること。

７．無人駅の防犯対策の強化について

近年、鉄道事業者の経営方針により無人化する駅が増え、駅員が不在となることから駅施設の治安悪化を懸念する駅利用者や周辺住民が増え、駅の防犯対策の強化を要望する声があがっている。これらの対応策として、鉄道事業者に対し、駅施設に防犯カメラを増設するなどして防犯対策を強化するように要請を行うとともに、鉄道事業者が行う防犯カメラの設置等の対策に対しての国・県の補助メニューを創設すること。

第１４０回福岡県市長会

令 和 ３ 年 ５ 月 １ ２ 日

３５　生活環境等の保全・整備について

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．管理放棄された老朽危険家屋等に対する措置について

国土交通省の空き家解体補助制度について、解体に係る国の支援割合を増やすこと。

２．空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく対策について

(1) 相続財産管理人制度活用時の市の財政負担に対する財政措置を講じること。

(2) 所有者を明確にし、空家等対策を促進するため、不動産の所有権移転登記など相続手続を義務化及び簡略化すること。

(3) 民間組織が行う空き家の活用や放置予防に対する支援の充実を行うこと。

３．光化学オキシダント・微小粒子状物質（ＰＭ２．５）・黄砂等の越境大気汚染の原因究明及び対策について

国においては、広域的な予測モデルの高度化や汚染原因の究明、健康影響等の調査をさらに進めるとともに、アジアにおける地域的取組を強化することで、実効性のある光化学オキシダント・微小粒子状物質（ＰＭ２．５）・黄砂等の越境大気汚染の対策に取り組むこと。

４．漂流・漂着・海底ごみについて

(1) 漂流・漂着・海底ごみの処理について、特段の財政支援措置を継続的に講じること。

(2) 国外からのみならず国内からも発生していることをかんがみ、県域を越えた対策を講じること。

(3) 干潟に漂流・漂着したごみの処理についても対策を講じること。

(4) 発生源の調査を行い、その責任の所在を明確にすること。

５．水質保全対策について

(1) 良質の水道水源を確保するため、生活雑排水対策の推進等を強化すること。

(2) 遠賀川流域における下水道の普及、下水処理施設・合併処理浄化槽・し尿処理施設の高度処理導入等の施策を積極的に推進すること。

(3) 安全な水道水源を確保するため、南畑ダム及び五ケ山ダムを含む那珂川水系の流域界

付近に埋設されている２，４，５－Ｔ系除草剤の移設又は無害化処理を行うこと。

(4) 近年、筑後川の水質悪化が見受けられ、浄水処理に使用する薬品も増加傾向にあり水質確保に苦慮している。一因として、平成２９年７月九州北部豪雨をはじめとした筑後川へ大量の土砂の流入が考えられるため、水質悪化の原因を検証するとともに、筑後川に堆積した土砂の浚渫や土砂流入の防止など対策を早期かつ定期的に実施し、水質の保全を図ること。

６．浄化槽整備事業の拡充・強化について

(1) 今後一層、合併処理浄化槽の設置基数の増加が予想されるため、浄化槽設置整備事業の推進について所要額を確保すること。

(2) 将来的なリスクの観点から、「個人設置」による浄化槽設置整備事業を選択せざるを得ない自治体の汚水処理が取り残されることが想定されるため、個人設置による浄化槽設置整備事業であっても新設又は転換を問わず、所要額を継続的に確保すること。

(3) 浄化槽による整備区域において、生活雑排水を未処理のまま放流するくみ取便槽を水洗化するためには、合併処理浄化槽への転換が不可欠であることから、くみ取便槽から合併処理浄化槽への転換に要する撤去費及び配管設置費に対して、財政支援措置を講ずること。

(4) 県においては、引き続き市町村の実施計画に即応した所要額を確保すること。

(5) 県においては、現在実施しているくみ取便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に要する撤去費及び配管設置費に対する財政支援措置について、引き続き措置を継続すること。

(6) 浄化槽の適正な管理がなされず、水環境に悪影響を及ぼしているものが多く見受けられるため、県においては、浄化槽の管理者に対して適正な管理を促すよう、浄化槽法に基づいて助言、指導、勧告及び命令を行う等の対策を強化すること。

(7) 合併処理浄化槽の適正な管理を促進するために助成制度を創設すること。

７．福岡県森林環境税による荒廃森林整備事業等の推進について

(1) 県においては、今後１０年間で公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林の強度間伐を促進するため、保安林指定となっている条件を緩和すること。

(2) 事業対象の充実について

事業で生じる間伐材は地域の貴重な資源であり、木質バイオマスエネルギー等としての利用促進のため、全県的なネットワークづくりや需要開拓を早急に図ること。

(3) 事業実施における実行経費の確保

各市の厳しい財政状況を踏まえ、新たな財政負担を伴うことがないように実行経費を確

保すること。

(4) 公共施設等における木製品の展示事業交付金の再開

公共施設等における木製品の展示事業交付金においては、森林環境譲与税と使途が重複するとの理由により、令和元年度から廃止されたが、福岡県森林環境税事業においても、市民などの目に触れる場所に木製品を展示することは、木材利用の促進の観点から重要と考えるので、公共施設等における木製品の展示事業交付金を再開すること。

８．住宅用太陽光発電を含む、再生可能エネルギー利活用等におけるシステム設置事業補助金制度の創設について

国、県において、住宅用太陽光発電システムを始めとする再生可能エネルギーを利用したシステムの設置事業補助制度を創設すること。

９．アスベスト問題に関する対応について

(1) 被害の拡大防止及び廃棄物の適切処理等の対策を講じ、安全で安心できる市民生活の確保を第一に考え、住民の健康被害の救済策等について、相談体制をより一層充実すること。

(2) 建物の解体や補修に伴う事前調査・アスベスト飛散防止・廃棄物対策の財政措置を含めた支援を拡充するとともに、解体等で発生する廃棄物の処理・処分場の確保を図ること。

(3) 石綿含有吹付塗材は多くの建築物等で使用されているため、その除去等に関して、迅速かつ廉価に実施できる技術の開発を推進するとともに、除去等に係る費用に対して財政支援措置を講じること。

10. 大規模太陽光発電設備の立地について

(1) 大規模太陽光発電設備の立地が進んでいることから、各自治体の土地利用に関する計画等との整合性を図るためにも、国においては、適正な立地が行われるよう、具体的な法整備を進めること。

(2) 大規模太陽光発電設備の立地に係る経済産業省が行う設備認定において、事業の実現性の精査の他、当該事業の実施が立地自治体における各種計画等との整合性があるものか、周辺の環境や景観への影響について対策等立地の円滑化（地域住民等との合意形成）が図られているものかについても認定の条件とすること。

11. 土砂災害に対する安全性の確保について

土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修にかかる補助制度において、市町村に対して国費補助に加え、県費補助による財政的支援を行うこと。

12. 特定外来生物ヒアリ対策について

(1) ヒアリの侵入経路の１つとして考えられている港湾施設及びその周辺を対象として、平成２９年度以降、国が実施している生息調査（トラップ調査・目視調査等）について、継続実施し、かつ、調査頻度を増やすこと。

また、自治体が独自に生息調査を実施する場合においては、財政的・技術的な支援等を行うこと。

(2) 港湾施設及びその周辺へのヒアリ侵入を防止するためのベイト剤設置などの予防的防除について、国主体で対策を講じること。

また、海外の積出港における対策について、輸出国に対し、輸出時の貨物へのヒアリ混入防止及び港湾での防除の徹底について、継続して協議すること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

３６　廃棄物処理対策の強化について

廃棄物処理対策を強化するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．設置計画の受付について

一つの計画区域においては、一つの設置者の施設設置計画となるべきであり、同時期に二つ以上の設置者の計画が提出された場合は、受付を行わないこと。

２．法令等による対策強化について

(1)　水道原水を取水するダムや河川の水道水源地域に、産業廃棄物処分場等の進出を規制する法改正を行い、規制強化を行うとともに、当面、産業廃棄物処分場等の許可をしないこと。

(2) 水道原水を取水するダムや河川の水道水源地域の水質汚濁・汚染を防止するため、産業廃棄物処分場や残土捨場等を規制する県条例を制定すること。

３．既存の廃棄物処分場対策等について

(1)　立入調査を強化し、違反操業に対しては、営業停止等を含む強い権限で指導を行うこと。

(2) 違法埋立廃棄物については、全撤去に向けた措置、及び情報公開の徹底を行うこと。

(3)　水道水源地域内を保護するための環境調査の実施など、水道施設周辺の清潔保持を目的とした地域振興策を樹立すること。

４．市町村産廃対策支援事業に係る財政支援の拡充について

市町村産廃対策支援事業に係る財政支援を拡充して、全額県費補助とすること。

５．産業廃棄物処分業及び施設の許可について

産業廃棄物処分業及び施設の許可（更新を含む。）に際し、その事業の用に供する施設が、周辺の生活環境の保全上支障を生じさせることのないよう十分配慮したうえで許可を行うこと。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

３７　循環型社会の構築について

循環型社会の構築を推進していくため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．廃棄物行政への支援等について

(1)　県事業として、県下自治体が一体となったごみ減量運動を展開できるようなソフト面での広域推進体制の整備、企業への指導等を実施すること。

(2)　各自治体間におけるごみ行政の格差是正のため、調整を図るとともに各自治体の取組に対する財政措置を講じること。

２．３Ｒの推進について

(1)　再生品の利用促進を図るため、安定した流通システムの確立やグリーン購入法の運用強化を図ること。

(2)　製造・流通段階で廃棄物の発生抑制、再利用が進むよう、環境税をはじめ経済的誘導策等の実効ある仕組みを具体化すること。

(3)　ホテル、学校等から大量に排出される生ごみが、利用価値の高いものとして、堆肥化・飼料化だけでなく、より広範囲の製品において再利用されるように、国・県事業として、技術開発支援及び情報の提供・共有化を実施すること。

３．地方における環境・リサイクル産業振興の総合的な支援について

(1)　静脈物流システムの構築を図るため、リサイクルポートをはじめとする諸機能を拡充すること。

(2)　リサイクル技術の研究開発を進めること。

(3)　必要に応じ、新たな法律の制定等を行うこと。

４．容器包装リサイクル法について

(1)　容器包装廃棄物の発生抑制及び不法投棄防止対策の一環として、拡大生産者責任の観点から、リターナブル容器の普及拡大を図るとともに、ワンウェイ容器の回収を製造・流通事業者に義務付けるなど、市町村と事業者の費用負担及び役割分担の適正化について、引き続き検討を行うこと。

(2)　ペットボトルの安易な海外流出を抑制し、国内資源として明確に位置づけ、安定的な国内資源循環を確立、維持する制度を講じること。

(3) 容器包装に係るガラスびんの色識別マーク表示について、色分別を容易にし、資源の有効な利用を促進するため、指定表示製品に、容器包装に係るガラスびんの「無色」、「茶色」及び「その他の色」を加えること。

５．地域の実情に応じたプラスチックリサイクル制度の構築について

(1) プラスチックリサイクルの円滑な推進のために、リサイクル形態ごとのコスト、温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含め公表すること。

(2) プラスチック資源の一括回収の導入にあたり、新たな分別回収体制の創設、リサイクル設備の処理能力の確保などについて、自治体に財政負担を生じさせることのないよう必要な財源措置を講ずるとともに、民間リサイクル事業者等も含めた処理能力の確保に、国は責任を持って取り組んでいくこと。

(3) プラスチック資源循環を一層推進していくために、拡大生産者責任の観点を踏まえ、市町村と事業者の費用負担及び役割分担について、適正なものとなるよう検討すること。

(4) 自治体の分別努力に応じたインセンティブ等の導入については、各自治体の取組を最大限尊重し、検討すること。

また、熱回収などを前提に施設更新等に着手している自治体については、施設整備に関する財政措置に影響がないよう配慮すること。

６．家電リサイクル法の見直しについて

(1) 不法投棄された機器は、メーカー等の負担により再商品化する制度へ改正すること。

また、家電メーカーが実施する「不法投棄未然防止事業協力」について、市町村が利用しやすい制度となるよう助言等を行うこと。

(2) 特定家庭用機器廃棄物の引渡し場所について、市町村の要望に応じて設置数を充実させるよう製造業者等を指導すること。

(3) 消費者が負担する収集・再商品化費用は、排出時の徴収ではなく製品購入時に徴収する制度へと改正すること。

７．廃棄物処理施設の整備等について

(1) 廃棄物処理施設の整備については、臨時・巨額の財政負担となることから、平準的な財政運営が可能となるよう、地方債と地方交付税措置の組み合わせにより万全な措置を講じること。

また、県においても、財政措置を講じること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体対象施設の範囲を拡大するほか、解体のみの場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置を拡充するこ

と。

(3) 循環型社会形成推進交付金について、都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。

また、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させること。

(4) エネルギー回収型廃棄物処理施設整備において、ごみ焼却施設で発電した電力を電力会社へ逆送電が円滑に行えるよう支援すること。

(5) 循環型社会形成推進交付金等の交付金制度について、電力会社の事情による送電制限を受け、逆送電が不可となった場合でも交付要件の柔軟な運用を行うこと。

８．警察組織と一体となった不法投棄対策の強化について

(1) 不法投棄に対しては、行政だけの啓発、指導等では不十分であり、「不法投棄は犯罪である」との住民意識の向上を図る上でも、行政と警察組織の連携強化を図ること。

(2) 不法投棄に対する地域警察組織の強化を図ること。

９．アルミ等資源物持ち去り防止対策について

アルミ等資源物持ち去り防止対策については、一市町村だけではその対応に限界があることから、国においては法整備を行うよう、県においては、警察組織との連携等の対策を講じること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

３８　水源地所在市町村の水源地域振興施策の確立について

水源地所在市町村の水源地域振興施策を確立するため、下記のとおり措置を講じること。

記

１．自然環境の整備・保全について

(1)　水源林保全のため、保水能力の高い水源林造成事業の推進及び荒廃森林対策の強化を図ること。

(2) 水源地域の環境を保全し、河川環境の改善を図るため、ダム上流での合併処理浄化槽等の整備、維持用水の必要量の確保、不特定用水の有効活用等施策の強化促進を図ること。

２．水源地域における税財政措置について

(1)　独立行政法人水資源機構が所有するダムにかかる固定資産税の対象範囲の拡大及び償却資産等の課税標準額の適正化を図ること。

(2)　ダム周辺の水源かん養保安林の指定範囲の拡大により、水源の確保及び水の長期安定が図られる一方で、関係市町村の税収の減少を招いているため、相応の補償措置を講じること。

(3)　ダム建設の際のアロケーション及び水利用の際の費用負担に対し、特別の助成措置を講じること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

３９　水の安定供給確保対策の促進について

水の安定供給確保対策を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．水道水源の開発促進等について

(1) 水源開発は、国の責任において積極的に進め、早期実現を図ること。

(2) 水道用水を最優先に確保するとともに、利水の実態にあった水利権の合理的な調整を積極的に推進すること。

２．ダムの建設促進等について

(1) 小石原川ダムについては、周辺自治体において治水・利水対策上不可欠であるため、ダムの早期本格運用開始を図ること。

(2) 筑後川水系ダム群連携事業の早期建設着工を図ること。

３．既設ダムの管理の見直しについて

(1) 利水安全度の向上のため、常時満水位を引き上げ、洪水調節容量の一部を水道用水等に確保する弾力的管理方法の早期実施を図ること。

(2) 治水協定に基づく事前放流を除いて、日常的に洪水調節を常時満水位以下で行わないこと。

(3) 治水協定に基づく事前放流に伴う損失補填について、二級水系の利水ダムを対象とした制度を創設すること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

４０　水道事業に対する財政措置等の強化について

水道事業に対する財政措置等の強化について、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．水道施設整備事業等に対する財政措置の拡充について

(1)　水資源開発及び災害対策については、国の責任と負担において推進することを基本とし、水道水源開発施設整備及び生活基盤施設耐震化等に対する国庫補助の補助要件の緩和、補助率の引上げを行うこと。

(2) 水道施設の新設・拡張、並びに老朽化した浄水・送配水施設等の改築・改良事業、耐震化事業に加えて、基幹管路・配水支管の更新事業について財政措置の拡充を図ること。

(3)　鉛の水質基準の見直しに起因する鉛製給水管の取替えは、緊急かつ重要な事業であることから、水道事業資産として取り扱う場合に限り起債措置が講じられることとなったが、その早期解消には多額の経費を要し、水道財政を圧迫するため、鉛製給水管の取替えに対する財政措置を講じること。

(4) 市町村合併や事業統合に伴い用途廃止となった施設に対して、補助金返還、起債の繰上償還の条件等を緩和すること。

(5) 水道施設の安全強化のための施設整備に対する財政支援制度を創設すること。

(6)　水道広域化促進事業の推進を図るため、採択基準の緩和等現行補助制度の拡充を図ること。

(7) 水道用水供給事業の建設費に対する県補助の拡大を図ること。

(8)　令和元年度までとなっている簡易水道統合事業計画の期限について、地理的条件や財政状況等を勘案し、期限の撤廃又は延長をすること。

２．起債制度の拡充について

(1) 起債対象事業及び起債枠の拡大を図ること。

(2) 公的資金等の良質な資金を確保するとともに、その利率を大幅に引き下げること。

(3) 既往債の繰上償還の条件を緩和するとともに繰上償還の範囲を拡大すること。

３．高料金対策等の改善について

(1)　上水道の高料金対策及び水源開発に関する一般会計から水道事業会計への繰出金については、その繰出金全額を地方交付税の対象とすること。

(2)　公的資金の補償金免除繰上償還について、要件の緩和などを含めた制度の再構築を図

ること。

４．異常渇水による水道事業会計の経営悪化に対する財政措置について

(1) 異常渇水対策経費について、国・県による必要な財政措置を講じること。

(2) 異常渇水に伴う水道料金の減収の補てんについて、国・県による所要の財政措置を講じること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

４１　公共下水道事業の整備促進について

公共下水道事業の整備促進を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．下水道整備に対する財政措置等について

(1) 激甚化・頻発化する水害や大規模地震の発生を見据え、災害対策を強化するとともに、下水道の機能を将来にわたって維持していくためには、老朽化対策を着実に実施する必要があることから、国土強靭化のための対策など、必要な財源を確保すること。

(2) 普及が遅れている自治体に対しては、早期に整備が進むよう、県の補助金制度等の特例的な財政措置を講じること。

(3) 社会資本整備総合交付金の算定において、地域間の格差の早期解消及び地域の活性化のため、下水道整備に係る交付対象範囲の拡充及び交付率の嵩上げ措置を行う等、未普及解消に向けた特例的な措置を講じること。

２．下水道事業債等について

(1) 公的資金等の良質な資金を確保するとともに、償還年限の更なる延長等貸付条件の改善を図ること。

(2) 公的資金の補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について、要件の緩和などを含めた制度の再構築を図ること。

(3) 下水道事業に対する高資本費対策に要する繰出基準の緩和（期間延長）を図ること。

３．流域下水道の維持管理に対する財政措置等について

流域下水道の維持管理負担金の単価見直しについては、県民生活への影響を考慮し、著しく高額とならないよう、また県民負担の均衡を図る観点から、各流域下水道間で極端な格差が生じないよう配慮すること。その上で、なお維持管理負担金の不足額が生じる場合には、安定的な維持管理が実施されるよう特例的な財政措置を講じること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

４２　九州大学学術研究都市構想の推進について

九州大学の統合移転事業が平成３０年９月に完了し、今後、九州大学伊都キャンパスを核とする九州大学学術研究都市づくりを更に推進するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．九州大学伊都キャンパス周辺における基盤整備の推進について

(1) 伊都キャンパスへの主要アクセス道路である学園通線、波多江泊線、北新地新田線、福岡志摩前原線、福岡志摩線、船越前原線、宮ノ浦前原線、桜井太郎丸線及び雨水排水の根幹をなす二級河川水崎川、周船寺川の整備促進を図ること。

(2) 西九州自動車道を活用した伊都キャンパスとのアクセス強化及び国道２０２号の渋滞緩和についての方策の検討を行うこと。

(3) 今後安定的に学生・教職員を輸送するため、運行費及び車両購入費の補助拡大など、路線バス及びコミュニティバスの増強につながる支援を行うこと。

２．九州大学学術研究都市における産学官連携の推進について

(1) 今後とも九州大学の知の集積を生かした産学官連携のまちづくりの推進に向けて、十分な財政支援措置を講じること。

(2) 九州大学学術研究都市で展開される新しい研究プロジェクトへの支援など、研究開発拠点形成に向けた国の支援策を引き続き講じること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日

４３　産炭地域の振興策等について

産炭地域の振興策等について、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．企業立地の促進支援（工業団地の整備体制）について

産炭地域の経済の活性化及び雇用機会拡大に高い効果が見込まれる、旧地域振興整備公団が行っていた、事業用団地造成事業に代わる新たな支援方策を講じること。

２．有資力炭鉱の鉱害対策について

有資力鉱区で発生する可能性のある特定鉱害の処理は、当該企業が行うことになっているが、関係自治体及び関係者は認定に関する資料を持たないため、企業が認めない場合、それに対抗する手段はなく、また、鉱害処理が完了し現地事務所を撤退した企業鉱区内で浅所陥没等が発生した場合も、その対応に時間を要し、事故発生にもつながりかねないことから、有資力権者に対し鉱害処理事務所を設置することを強く指導すること。

第１４０回福岡県市長会
令和３年５月１２日